

2021

9

SEPTEMBER

Vol.84

Produce by
Osaka Circular Resource Association

Clean Life

クリーン
ライフ



株式会社 高産 八尾リサイクルセンター

特集

廃棄物処理の脱炭素化



公益社団法人 | 大阪府産業資源循環協会

廃棄物 管理士 講習会

最新の
法令改正に
対応!

環境省認定
環境教育等促進法に基づく人材認定等事業



受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

開催期日

	開催期日	受講日数	定員
2021年	11月19日(金)	1日	50名
	12月 3日(金)	1日	50名
2022年	1月28日(金)	1日	50名
	2月25日(金)	1日	50名
	3月18日(金)	1日	50名

受講料

12,000円(資料代/消費税込み)

開催場所

国民會館 大阪市中央区大手前2-1-2
国民會館住友生命ビル12階
TEL06-6941-2433
武藤記念ホール



受講のメリット

- ①本講習会の修了者には、公益社団法人大阪府産業資源循環協会が認定する「廃棄物管理士」の資格が付与されます。
- ②本講習会の修了者は、都市圏環境社会形成推進条例に基づく「産業廃棄物管理責任者」等として応募することが可能になります。
- ③本講習会の修了者は、大阪府における産業廃棄物収集運搬業の許可を更新申請するための修了証等として、ご利用いただけます(法人の場合は、商標として役員等が修了したものが対象です)。
- ④本講習会の受講者は、継続学習制度(CPDS)を利用することにより、多くの行政機関等でCPDSの点数(7ユニット)が行政手続きの技術評価項目としてご利用いただけます。

C O N T E N T S

特集●2050年カーボンニュートラルに向けた廃棄物分野の脱炭素対策について
(令和3年4月6日環境省環境再生・資源循環局) —————

2

行政情報● —————

22

- 人材認定等事業の登録について(令和3年6月30日環政総発第2106302号)
- 令和3年7月の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について(令和3年7月12日事務連絡)
- 単回使用の医療機器の再製造等に係る取扱いについて
(令和3年9月9日環循規発第2109091号・薬生機審発0909第1号)
- 令和4年度から、本市発注の工事請負契約及び業務委託契約での産業廃棄物の処理について、『電子マニフェスト』を使用します。(令和3年7月大阪市)
- 大阪湾フェニックスセンター大阪基地のご案内(大阪湾広域臨海環境整備センター)

労災情報● —————

32

事業報告● —————

33

- 公益社団法人全国産業資源循環連合会近畿地域協議会
- 公益社団法人全国産業資源循環連合会正会員事務局責任者会議
- 令和3年度大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会
- 木材開発株式会社産業廃棄物法研修
- 優良認定推進研修会

クローズアップ①●廃棄物管理士講習会が環境教育等促進法に基づく人材認定等事業
として国の登録(環境省の認定)を受けました! —————

34

クローズアップ②●廃棄物処理・リサイクルIoT導入促進協議会に入会しました! ———

35

メールマガジン「Clean Lifeオンライン」● —————

38

事業案内● —————

40

入退会情報● —————

41

- 入会のメリット
- 交付願

会員紹介●株式会社高産 —————

42

バックナンバーのご案内● —————

50

- Clean Life
- よくわかるシリーズ
- 廃棄物法制等普及促進シリーズ

編集後記● —————

53

特集

2050年カーボンニュートラルに向けた 廃棄物分野の脱炭素対策について

(令和3年4月6日環境省環境再生・資源循環局)

2050年カーボンニュートラルに向けた 廃棄物分野の脱炭素対策について

令和3年4月6日
環境省 環境再生・資源循環局

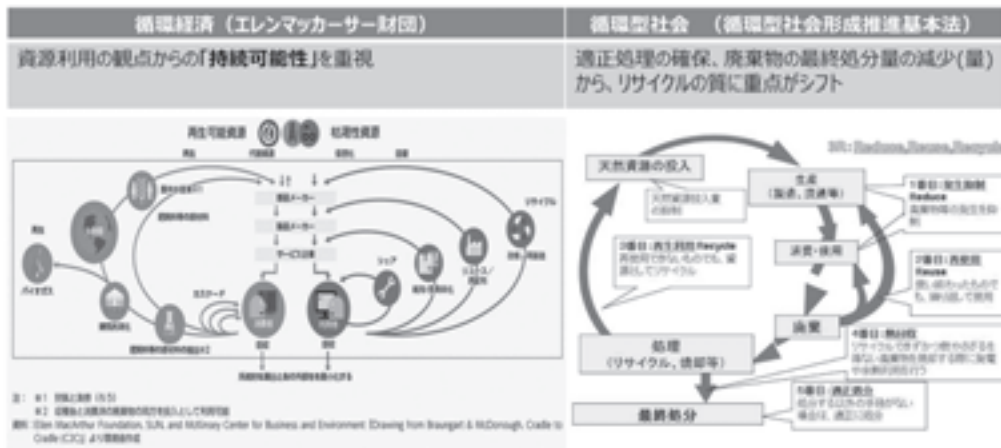
最近の動き

令和2年 9月 8日	中央環境審議会循環型社会部会において、「 <u>地域循環共生圏を踏まえた将来の一般廃棄物処理のあり方について</u> 」を提示
10月26日	第203回臨時国会の所信表明演説において、菅義偉内閣総理大臣は「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言
12月25日	第1回国・地方脱炭素実現会議開催 国と地方の協働・共創による、地域における2050年脱炭素社会の実現に向けて、特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等について検討し、議論の取りまとめを行う
同日	「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」策定 菅政権が掲げる「2050年カーボンニュートラル」への挑戦を、「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策であり、14の重要分野（「資源循環関連産業」を含む）ごとに、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取組を明記し、予算、税、規制改革・標準化、国際連携など、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画を策定

- ・2050年カーボンニュートラル(CN)に向けた検討が加速しており、資源循環・廃棄物処理においても、その対応が必要不可欠
- ・前回部会でお示しした「資源循環分野からの地域循環共生圏(ローカルSDGs)の創造の推進」の重要性は不変であり、引き続き、「地域循環共生圏を踏まえた将来の一般廃棄物処理のあり方」の具体化が重要
- ・今後、このイメージをより明確に、2050年までに廃棄物分野における温室効果ガス排出をゼロにすることを目指すため、「2050年CNに向けた廃棄物・資源循環分野の中長期シナリオ」を検討していく

循環経済（サーキュラーエコノミー;CE）について

- 資源・エネルギー・食料需要の増大、廃棄物量の増加、気候変動等の環境問題の深刻化が世界的な課題。従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済から、中長期的にCEへの移行が必要。CEへの移行は、事業活動の持続可能性を高め、中長期的な競争力の源泉となりうる。

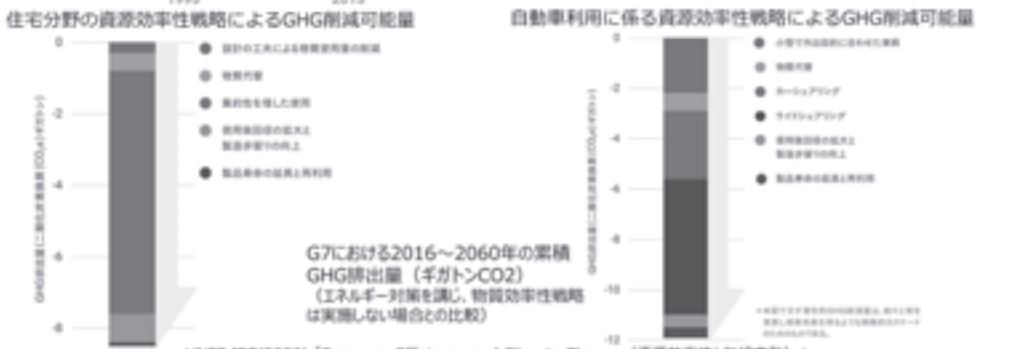


2

資源効率性とGHG排出量について

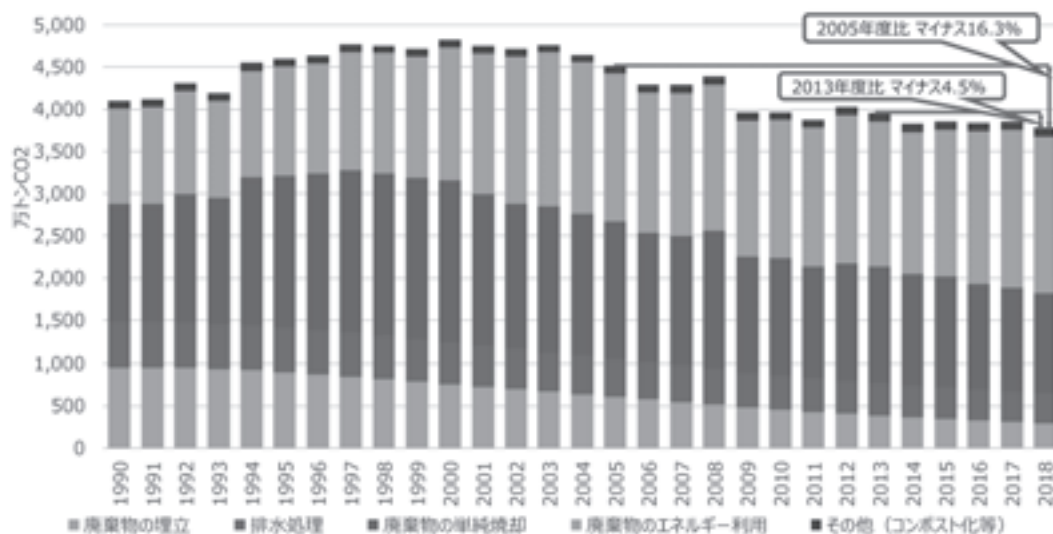
- UNEP国際資源パネル（IRP）は、**経済をより循環型にすることは、全てのセクターにおける温室効果ガス的大幅かつ加速度的な削減可能性を高めるために不可欠と指摘。**
- 経済及び開発の政策枠組みに、生産方法の変更や、製品の耐久性、リユース、リサイクル、消費者の行動変容等を深く組み込むことが必要、としている。

世界におけるマテリアル（原料となる物質）の生産に伴う温室効果ガス排出量の全排出量に占める割合



3

廃棄物分野の温室効果ガス排出量の推移



- 2018年度の廃棄物分野の温室効果ガス排出量は3,782万トン（CO2換算）で、我が国の総排出量（LULUCF除く）の3.0%。
- 有機性廃棄物埋立量の削減や準好気性埋立の導入等、廃棄物分野での温室効果ガス削減に向けた取組により、2018年度の排出量は、2005年度比マイナス16.3%、2013年度比マイナス4.5%。
- 廃棄物の焼却（単焼却とエネルギー利用の合計）に伴う温室効果ガス排出は、2009年度以降はほぼ横ばいだが、うち、廃棄物のエネルギー利用（廃棄物発電、廃棄物の原燃料利用等）に伴う排出の割合は増加しており（2013年度：56%→2018年度：61%）、エネルギー分野等の他分野での温室効果ガス排出削減に間接的に貢献。

4

地球温暖化対策計画における廃棄物分野の対策進捗と評価

- 地球温暖化対策計画に掲げられた廃棄物分野の温室効果ガス削減対策は、一部を除き2030年度目標水準と同程度又はこれを上回ると考えられる。
- 更なる深掘りの余地がある対策については、温室効果ガス削減効果の算定方法や対策評価指標の設定方法を精査した上で、引き続き2020年度以降の地球温暖化対策として位置づけ。

対象ガス	具体的な対策	対策評価指標等	実績						見込み・目標			評価
			2013	2014	2015	2016	2017	2018	2020	2025	2030	
エネルギーCO2	廃棄物処理における取組	排出削減量(万tCO2)	-	28	39	66	115	126	89~148	170~258	187~246	-
		[プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量(万t)]	66	65	66	66	65	65	69	71	73	C
		[ごみ処理量当たりの発電電力(kWh-t)]	221	226	241	260	273	284	284~310	321~370	359~429	C
		[産業廃棄物発電量(GWh)]	3740	4095	4102	4094	4137	4373	3762	3803	3825	A
非エネルギーCO2	バイオマスプラスチック類の普及	排出削減量(万tCO2)	0	1	2	2	3	72	141	208	-	
		バイオマスプラスチック類の国内出荷量(万t)	7	7	7	8	8	8	79	139	191	D
CH4	廃棄物最終処分量の削減	排出削減量(万tCO2)	-	66	59	63	12	15	32	39	44	-
		有機性の一級廃棄物の焼却処分量(万t)	2664	2609	2627	2609	2776	2706	2675	2599	2458	B
		排出削減量(万tCO2)	-	1	3	6	9	13	16	20	22	-
		有機性の一級廃棄物の最終処分量(万t)	325	238	189	175	138	140	105	39	10	C
CH4	廃棄物最終処分場における準好気性埋立装置の活用	排出削減量(万tCO2)	-	-2	-2	-2	-1	-1	3	6	8	-
		一級廃棄物最終処分場における準好気性埋立装置割合(%)	60	72	71	70	63	63	73	75	77	C
		産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立装置割合(%)	70	65	62	62	62	66	72	74	76	D

【評価の凡例】A: 2030年度目標水準を上回ると考えられ、2019年度実績値が既に2030年度目標水準を上回る。 B: 2030年度目標水準を上回ると考えられる。 C: 2030年度目標水準と同程度になると考えられる。 D: 2030年度目標水準を下回ると考えられる。

5

地域循環共生圏を踏まえた一般廃棄物処理のあり方のイメージ（たたき台）について

- 2050年カーボンニュートラルに向けた検討が加速しており、資源循環・廃棄物処理においても、対応が必要不可欠
- 前回部会でお示した「資源循環分野からの地域循環共生圏（ローカルSDGs）の創造の推進」の重要性は不変
- 今後、このイメージをより明確に、「2050年カーボンニュートラル」との整合を図っていく必要がある

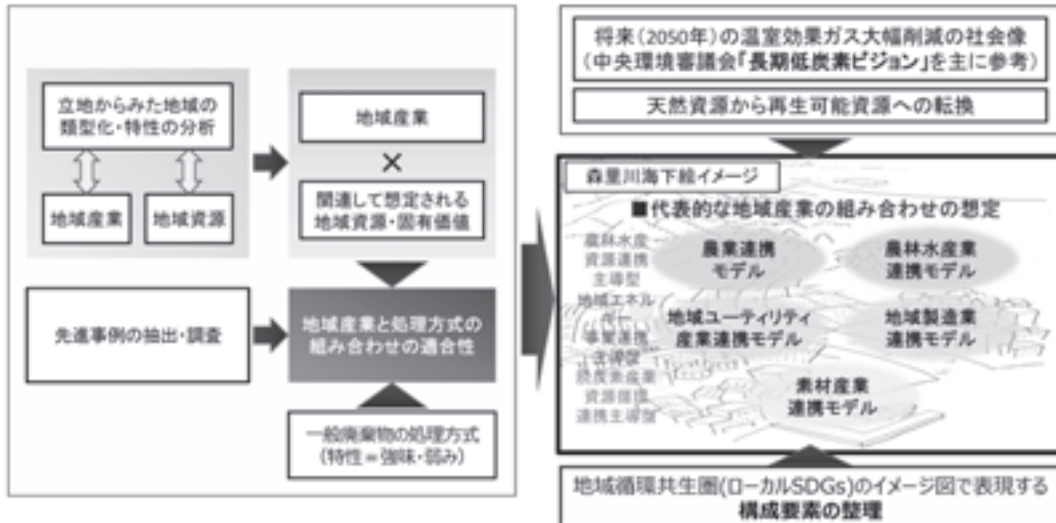
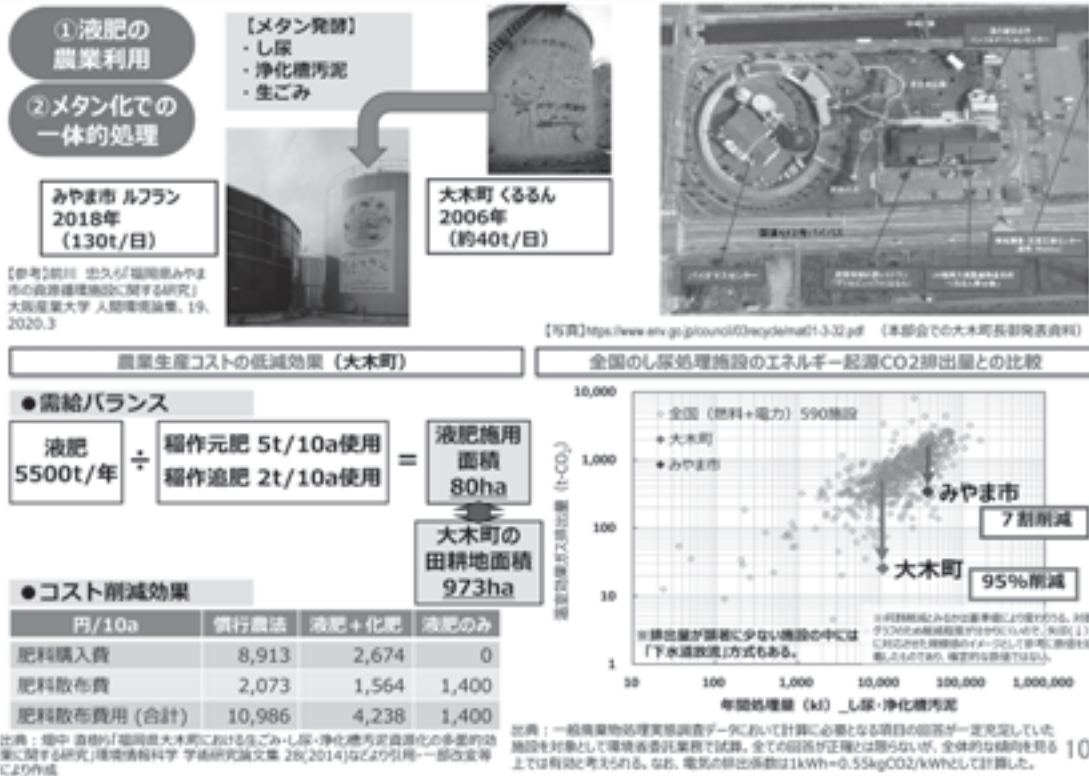


図 地域循環共生圏(ローカルSDGs)を踏まえた一般廃棄物処理のあり方のイメージ 6



参考事例：南筑後地域における地域資源の一体的メタン発酵と農業利用



地域産業・地域資源と廃棄物処理の連携に関する主な取組と期待される効果

■ 農業連携モデル

主な取組	アプローチ・着眼点 (【括弧内】は事例)	期待される効果 (【括弧内】は事例)
① 液肥の農業利用	<p>【地域課題・ニーズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 未利用資源の活用 化学肥料代替 液肥散布車等による機械的な散布 (省力化の可能性) <p>【相互連携・パートナーシップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農家等へのプロモーション・コミュニケーション 園場周辺住民の理解促進 	<p>【新たな価値創造】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源循環のまちとしての魅力向上 町の中心部や国道バイパス沿いに施設を設置することによる、隣接する道の駅やレストランへの来訪者、視察者の増加【福岡県大木町】 液肥等利用による有機栽培農産物としてのブランド化【福岡県大木町】 <p>【地域経済循環、地域ビジネス促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部からの化学肥料への支払い削減 生産コストの削減 液肥による農業生産力の向上【北海道鹿追町】
② メタン化での一体的処理	<p>【地域課題・ニーズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 焼却施設・し尿処理施設の老朽化 悪臭防止・環境負荷低減等家畜排せつ物への対応 <p>【地域資源・固有価値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 畜産ふん尿を集中型施設で処理する場合、家庭ごみやし尿・浄化槽汚泥も含めることで大規模化の可能性 <p>【相互連携・パートナーシップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 他のバイオマス発生側との連携 	<p>【新たな価値創造】</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ由来液肥・堆肥の品質の安定化 (例：家畜ふん尿との共同処理) 大規模化による余熱利用 <p>【地域経済循環、地域ビジネス促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一体的処理によるコスト削減
③ 広域連携による熱回収	<p>【相互連携・パートナーシップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生ごみは地域でメタン発酵処理し、生ごみ以外を広域連携により集約して処理 	<p>【地域経済循環、地域ビジネス促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理コスト低減 (焼却施設の広域化・集約化、ごみ高質化のメリット)

主な取組と期待される効果 【農林水産業連携モデル】

農業連携モデルの取組に加え、廃棄物処理施設の余裕能力も活かして農林水産業等からのバイオマスを受け入れ地域へのエネルギー供給を拡大するモデル



参考事例：廃棄物処理の余熱等を活用した農林水産業への熱・CO₂供給事例（国内）

加温している園芸用施設では、面積で約9割が石油利用等。

① 地域産業への熱供給

一方、廃棄物処理施設から園芸施設等への熱供給事例は国内でも複数ある。化石燃料より廉価に供給し得るため、高付加価値の生産物や他産地との差別化に温度管理が効果的な生産物の実現や周年雇用にも貢献し得る可能性がある。

※ 農林水産省「園芸用施設の設定等の状況」に基づく。

清掃工場周辺のCO₂産業の集積状況



佐賀市での焼却施設の余熱・排ガス中CO₂の活用事例
出典：佐賀市資料（令和2年度一般廃棄物処理の脱炭素化に向けた廃棄物エネルギー利用等に関する説明会）



焼却施設余熱からの温水暖房方式農業施設の事例
出典：環境省「廃棄物エネルギー利用高度化マニュアル」

タービン排気を活用し発電を犠牲にせずミョウガ栽培に熱供給している民間廃棄物処理施設の事例
出典：http://www.kihara-news.com/

- 木質系バイオマスボイラで規模の大きい園芸施設への供給事例が見られ始めており、中には、野菜栽培大規模園芸施設へ電気・熱・CO₂供給を行っている事例もある。
- メタン発酵施設でバイオガスの利用のためCH₄とCO₂を分離する場合は、CO₂を低コストで抽出・利用できる可能性があるのではないかと。

地域産業・地域資源と廃棄物処理の連携に関する主な取組と期待される効果

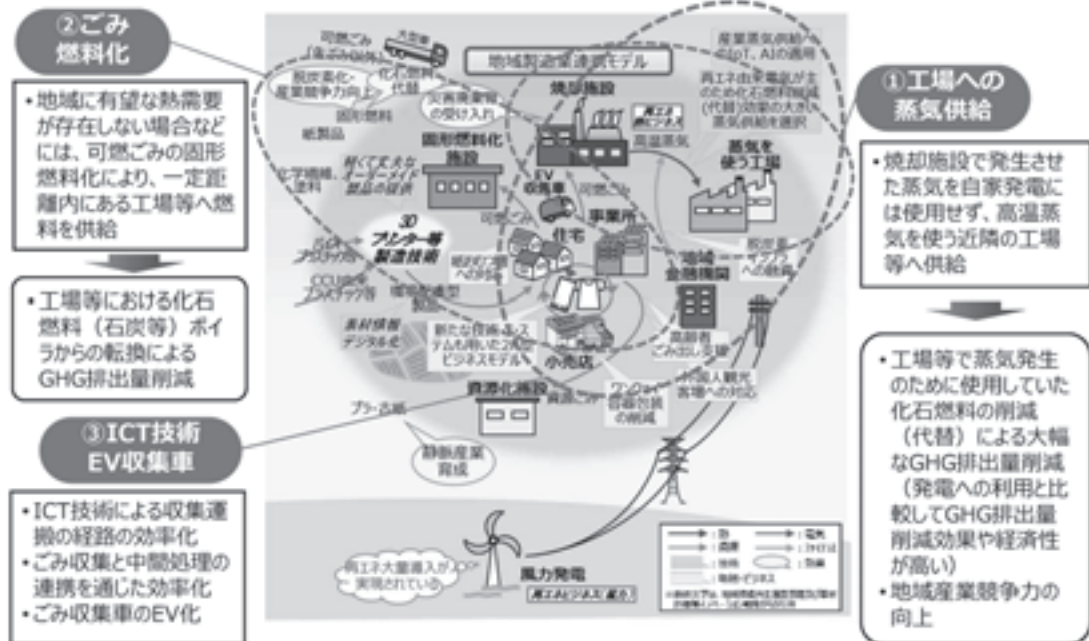
■ 農林水産業連携モデル

取組	アプローチ・着眼点（【括弧内】は事例）	期待される効果（【括弧内】は事例）
①地域産業への熱供給	<ul style="list-style-type: none"> 【地域課題・ニーズ】 余剰熱を活かした/見越したビジネス・産業・地域づくりの検討（民間/自治体） 施設立地周辺のニーズ（地域貢献） 【地域資源・固有価値】 木質バイオマス 発電所の蒸気・排気 【相互連携・パートナーシップ】 新たな熱源を見越した農業ハウスの公共による誘致【千葉県酒々井町、栃木県足利市】 既存周辺農家・漁協施設への供給による地域貢献【青森県八戸市、熊本県八代市】 	<ul style="list-style-type: none"> 【新たな価値創造】 加温ハウスでの栽培により付加価値の高い農水産物の生産・品質の向上【千葉県市原市】 観光農園としての魅力向上【新潟県村上市】 【地域経済循環、地域ビジネス促進】 外部からの化石燃料（灯油や重油）への支払い減少 生産コストの削減 周年雇用の新規創出【千葉県酒々井町】
②ごみ・木質複合発電の地域での利用	<ul style="list-style-type: none"> 【地域課題・ニーズ】 将来的なごみ量減少 未利用資源の活用 【地域資源・固有価値】 木質バイオマス 電力 タービン排気 【相互連携・パートナーシップ】 周辺地域からの流木・未利用材等の受入 開発を契機とした排熱利用の合意形成 	<ul style="list-style-type: none"> 【新たな価値創造】 施設統合（木質バイオマス発電とごみ焼却） 木質バイオマスとごみ焼却による複合的な発電による比較的大きな規模の蒸気タービンでの発電の可能性 【地域経済循環、地域ビジネス促進】 外部からの化石燃料への支払い減少

※ 漁獲の農業利用、メタン発酵による一体的処理は、農業連携モデルを参照

主な取組と期待される効果【地域製造業連携モデル】

地域の工場の近傍や工業団地の一区画に廃棄物処理施設を立地させ、焼却施設蒸気や固形燃料を供給することで、地域の製造業の発展と化石燃料大幅削減の両立に貢献するモデル



参考事例：国内における近傍の工場への蒸気供給事例

焼却施設の近傍の工場に対して、余剰蒸気の蒸気配管の敷設費用を民間負担で実現した事例がある。その後、発電設備導入後も、売電収入低下を補う単価で蒸気を売却しても、経済的に成立している。

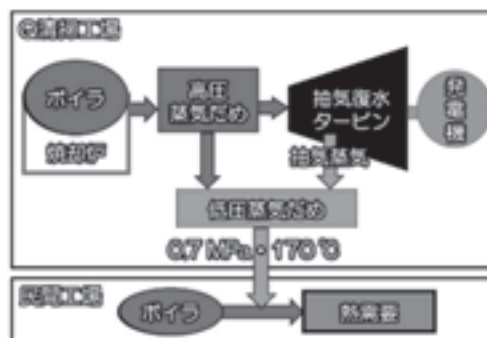
①工場への蒸気供給

技術概要

- 工場は通常既存の熱源機器を保有。ごみ焼却施設側の事情による供給可能蒸気量の変動等に対して柔軟に対応しやすい。

導入効果

- Q清掃工場では、発電設備が導入されておらず余剰蒸気が発生していた。隣接する民間工場からの供給要請とあいまって検討が行われ、平成9年度より蒸気配管による供給（高圧蒸気）が開始された。
- 現在は新設工場からの低圧蒸気（タービン抽気蒸気を優先）が主体。熱供給せずに発電するよりも、年間約1,500t-CO₂が削減されている（試算）。



Q清掃工場から外部への熱供給によるCO₂排出削減量の試算

	実績 (発電と熱供給を併用)	仮想 (外部へ熱供給せずに 発電した場合)
供給量	外部熱供給量 5.34万GJ/年	発電増加量 282万kWh (試算値)
排出係数	0.057 t-CO ₂ /GJ	0.000555 t-CO ₂ /kWh
CO ₂ 削減量	3,050 t-CO ₂ /年	1,570 t-CO ₂ /年
差し引き	外部熱供給することで1,480 t-CO ₂ /年の純削減	

(「廃棄物エネルギー利用高度化マニュアル」P.58より)

地域産業・地域資源と廃棄物処理の連携に関する主な取組と期待される効果

■ 地域製造業連携モデル

取組	アプローチ・着眼点 (【括弧内】は事例)	期待される効果 (【括弧内】は事例)
①工場への蒸気供給	<p>【地域課題・ニーズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 蒸気の有効利用 地域貢献 エネルギーコスト上昇リスク 環境負荷が高い化石燃料使用による企業価値低下リスク <p>【地域資源・固有価値】</p> <ul style="list-style-type: none"> 焼却施設からの余剰蒸気（当初）・抽気蒸気を民間工場へ供給【自治体のQ清掃工場】 民間の石炭火力発電からの抽気蒸気を民間の複数工場（酒造）へ供給【神戸市灘区】 利用側での既設ボイラ（バックアップ） 【相互連携・ポータル型】 隣接する民間工場からの余剰蒸気活用の提案【自治体のA清掃工場】 立地する石炭火力発電側から提案があったのではない【神戸市灘区】 	<p>【新たな価値創造】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域産業の低炭素化 【地域経済循環、地域ビジネス促進】 高温蒸気需要へボイラ発生蒸気を供給すれば、化石燃料使用量を発電よりも削減可能。（タービン発電機を省略できれば経済性も更に向上するが蒸気需要の安定的確保が課題・高温熱需要と焼却施設が近傍に立地することが前提）【自治体のA清掃工場、前山（韓国）の化学工場】
②ごみ燃料化（炭化や発酵乾燥など）	<p>【地域課題・ニーズ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終処分場の逼迫（埋立量の削減） 排水クローズドの必要性 エネルギーコスト上昇リスク 環境負荷が高い化石燃料使用による企業価値低下リスク <p>【地域資源・固有価値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみ【長崎県西海市、香川県三豊市】 RPF工場【香川県三豊市】 下水汚泥（ごみとの一体処理）【長崎県西海市】 【相互連携・ポータル型】 燃料又は燃料原料の供給先との連携【長崎県西海市、香川県三豊市】 固形燃料は可燃性が高いため、近傍だけでなく、多少遠方の需要先でも使用可能。高温熱が必要な場合に化石燃料を代替することが効果的。当面は、石炭混焼等も考えられる。一方、脱炭素社会では、石炭火力発電はCO₂排出可能性が高い。重油代替等による適用先拡大や、他の非化石燃料と合わせた化石燃料からの転換が期待されるのではない。 	<p>【新たな価値創造】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域産業の低炭素化 【地域経済循環、地域ビジネス促進】 外部からの化石燃料（石炭等）への支払い減少

主な取組と期待される効果【地域ユーティリティ産業連携モデル】

地域のエネルギーセンターとして市街地に立地させた廃棄物処理施設が他の都市インフラと連携、地域の民生部門の脱炭素化方策の選択・実現に電化の補完も含めて参画していくモデル



18

参考事例：鹿児島市における都市ガスへのバイオメタン供給

鹿児島市では、バイオガス発生量が多い乾式メタン発酵を焼却発電と組み合わせたハイブリッド型の処理施設を整備中である。発生したバイオガスは、都市ガス事業者に売却予定であり、これによって、全量焼却やガス発電を併用する場合に比べて、温室効果ガス（二酸化炭素）排出削減効果が大きくなることが試算されている。

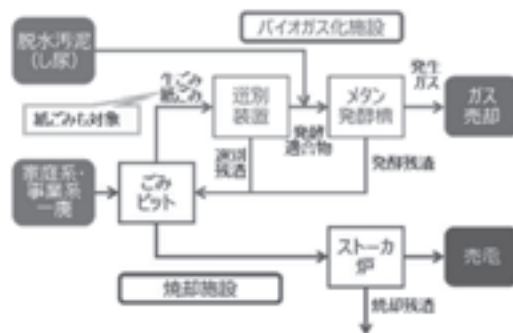
- ②コンバインドシステムなど
- ③バイオガスを都市ガスへ

都市ガスへ供給を含む温室効果ガス排出量収支の試算例（ごみ焼却・メタン発酵一体型施設）



(事例) 鹿児島市 新南部清掃工場

※ 発生量は、燃料・電気の使用に伴うエネルギー起源の温室効果ガス発生量と、廃棄物燃焼に伴うCO₂、メタン、一酸化二窒素の温室効果ガス発生量を算定対象とする。
 ※ 削減量は、電気とガスの売却に伴う温室効果ガス削減量を算定対象とする。
 出典：鹿児島市「新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備基本計画【概要版】」（平成27年3月）より作成



出典：https://www.env.go.jp/recycle/waste/biomass/data/manual_r.pdf を一部改変

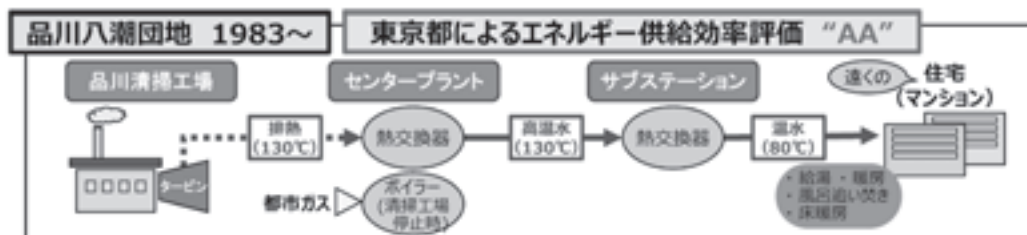
19

参考事例：廃棄物処理の余熱・排熱を活用した民生等への熱供給事例（国内）

欧州では焼却施設で発電と併せて地域熱供給（地域暖房）を組み合わせ、高いエネルギー回収率を実現している例も多い。日本でも、過去には事例もあり、一部は継続されているが、蒸気利用方式では発電とのトレードオフとなりうる。一方、発電後に大気等へと放出せざるを得ない、大量だが数十度程度と低温の排熱（タービン排気）を有効に利用している事例も近年見られる。（廿日市市：都市ガス工場でのLNG気化の熱源、ふじみ衛生組合：防災センター機能を備えた多機能複合施設の温水プール熱源）今後、民生熱需要を脱炭素化していく上で、地域によっては、このような排熱利用も併用すれば、電化等の脱炭素化方策を補完できるのではないか。（例：寒冷地の住宅団地等）

④地域熱供給など

焼却施設の余熱で床暖房等の多様なサービスも含む地域熱供給を実現している事例（東京都）



図：東京熱供給株式会社ホームページ等を参考に作成
（エネルギー供給効率評価は東京都環境局公表の地域エネルギー供給実績報告書による）（2021.2月参照）

※排熱利用型の住宅団地への熱供給の事例としては、下水汚泥焼却排熱による六甲アイランド（神戸市）における事例（給湯予熱）がある。

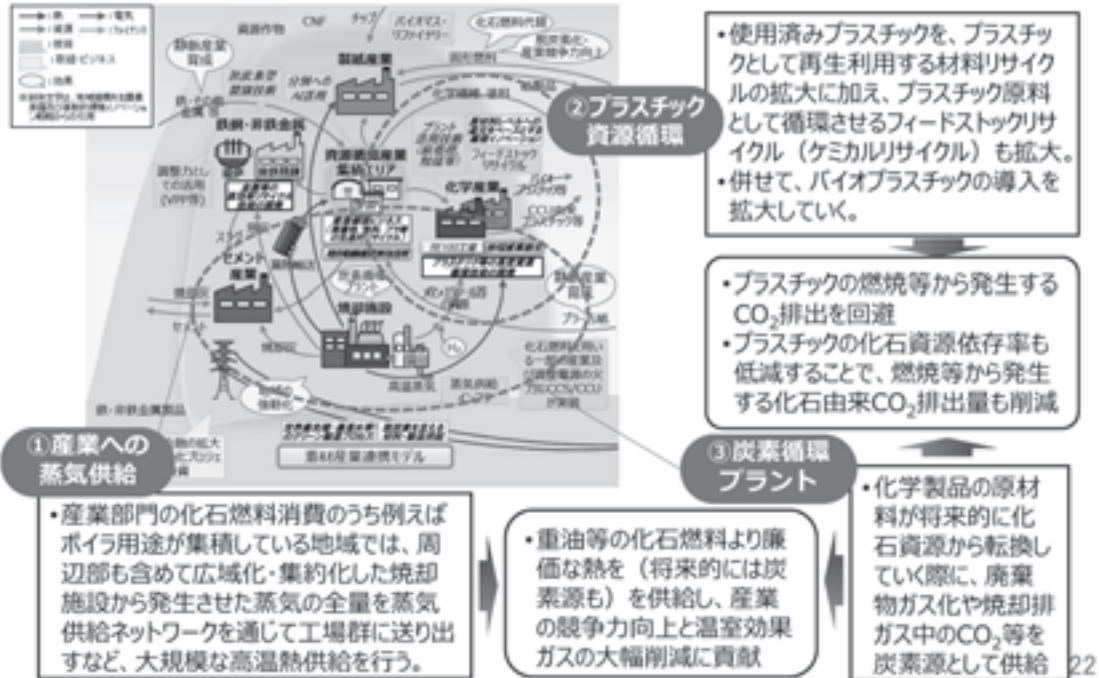
地域産業・地域資源と廃棄物処理の連携に関する主な取組と期待される効果

■ 地域ユーティリティ産業連携モデル

取組	アプローチ・着眼点（【括弧内】は事例）	期待される効果（【括弧内】は事例）
②コンバインドシステム（メタン発酵+焼却）など	<ul style="list-style-type: none"> 【地域課題・ニーズ】 市街地におけるバイオマス資源の活用 【地域資源・固有価値】 エネルギー回収面から見た乾式メタン発酵による対象物の拡大 下水処理場での湿式メタン発酵による下水汚泥と生ごみ等の混合処理【北海道恵庭市、富山県黒部市、石川県中能登町、愛知県豊橋市】 	<ul style="list-style-type: none"> 【新たな価値創造】 電力系統への柔軟性供給 【地域経済循環、地域ビジネス促進】 発生するメタンガスの有効利用、発酵残渣の効率的な焼却【京都市京都市、兵庫県南但広域行政事務組合、山口県防府市、香川県綾川町、鹿児島県鹿児島市】 エネルギー回収量増加に伴う下水道施設維持管理費の削減（+ごみ焼却施設等の維持管理経費削減の可能性） 肥料の無償提供【石川県中能登町】、販売 PFI事業【愛知県豊橋市】
③バイオガスを都市ガスへ	<ul style="list-style-type: none"> 【地域課題・ニーズ】 脱炭素社会においても産的ガス供給を継続する地域では、CO₂フリー水素を原料として用いるなどの対策が必要となる見込み 【地域資源・固有価値】 メタン発酵で得られたバイオガスをCO₂フリー水素の原料（の一部）として活用【鹿児島県鹿児島市】 	<ul style="list-style-type: none"> 【地域経済循環、地域ビジネスの促進】 外部からの化石燃料（ガス）への支払い減少 地域の既存の都市ガスインフラの維持
④地域熱供給など	<ul style="list-style-type: none"> 【地域課題・ニーズ】 大気汚染防止（当時）【東京都練馬区】 下水熱の冷却が必要【兵庫県神戸市】 【地域資源・固有価値】 暖房・給湯の脱炭素化を面的熱供給で実現する地域ではタービン排気は有望な熱源 都市ガス工場へ熱供給しLNG気化熱として利用【広島県廿日市市】 【相互連携・パートナーシップ】 開発を契機とした排熱利用の合意形成 民間企業との熱連携を自治体が要望【広島県廿日市市】 	<ul style="list-style-type: none"> 【地域経済循環、地域ビジネス促進】 外部からの化石燃料への支払い減少
⑤廃棄物発電の地域での利用	<ul style="list-style-type: none"> 【地域課題・ニーズ】 停電等のエネルギー供給途絶時の事業継続リスク 【地域資源・固有価値】 防災拠点等の外部へ自営線等で送電することで、系統停電時にも地域への電力供給を継続する電源の一つとなり得る可能性 	<ul style="list-style-type: none"> 【新たな価値創造】 蓄電池（例：EVの交換式バッテリー）や熱供給との組合せで柔軟性供給 【地域経済循環、地域ビジネス促進】 外部の電力への支払い減少（近傍への電力供給は、託送（系統利用）よりも安価に実現できる可能性）

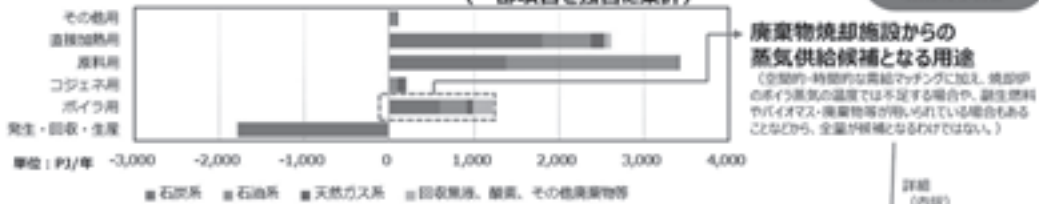
主な取組と期待される効果【素材産業連携モデル】

素材産業で廃棄物等を原材料やエネルギー源などの資源として循環的に利用することで産業の脱炭素化への移行に貢献しながら資源循環の拡大を同時に実現していくモデル



関連データ：素材産業等における燃料消費量に占めるボイラ用の状況

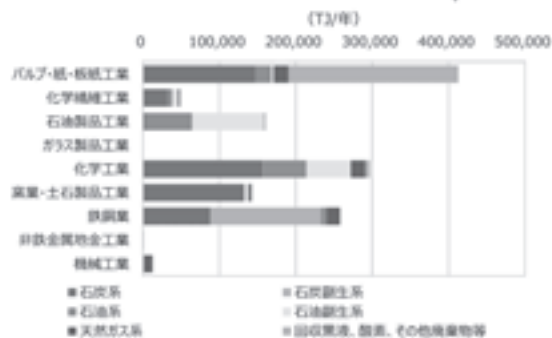
■ 石油等消費動態統計対象業種における燃料受払の状況 (一部項目を独自に集計)



■ うちボイラ用における業種別・燃料別の内訳

(出典) 平成31年・令和元年石油等消費動態統計年報より独自に集計

※業種別の合計は、上記の総合表数値とは、必ずしも一致しない。
※副産物については、廃棄物焼却施設からの蒸気供給による代替が相対的に顕著な場合もあると想定される。ここでは、便宜的に、各種燃料のうち、(ターム、コーストガス、高炉ガス、転炉ガス、電気炉ガス)と石油系(石油系、石油系化学水素ガス、オイルコース、アスファルト、再生油(石油由来))と石油系(石油系)として、それぞれ独自に分類した。副産物の区分として、必ずしも一般的な整理ではない可能性もあることに留意されたい。



参考事例：国外における複数工場への蒸気供給事例

韓国のウルサンでは、第1焼却工場からの蒸気供給プロジェクトの投資回収年数が短く、大きな効果が得られたことから、第2焼却工場では、発電設備も省略し、全量を蒸気供給型で整備した。
 焼却施設側も経済的メリットを確保しつつ、化学工場側ではエネルギーコストが削減された。

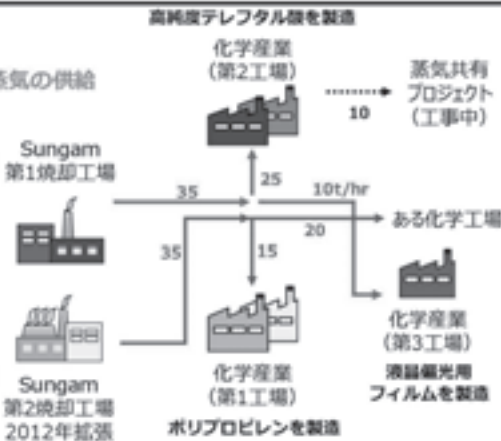
① 産業への蒸気供給

焼却施設

⇒ 化学工場への高圧蒸気の供給

効果1
 発生させた蒸気を化学工場へ供給。第1焼却工場から周辺に立地した化学工場へ蒸気を供給したところ、短い投資回収年で大きな効果が実現。

効果2
 発電設備を導入せず、事業費を削減。第2焼却工場の建設では発電設備の導入を取り止め、当該工場へ高圧蒸気を供給することに。蒸気販売に伴う収益を得ることができ、コストメリットも実現。



化学工場

効果3
 このプロジェクトに伴い、新たな化学工場が立地。約150百万ドルの投資と140人の雇用創出。

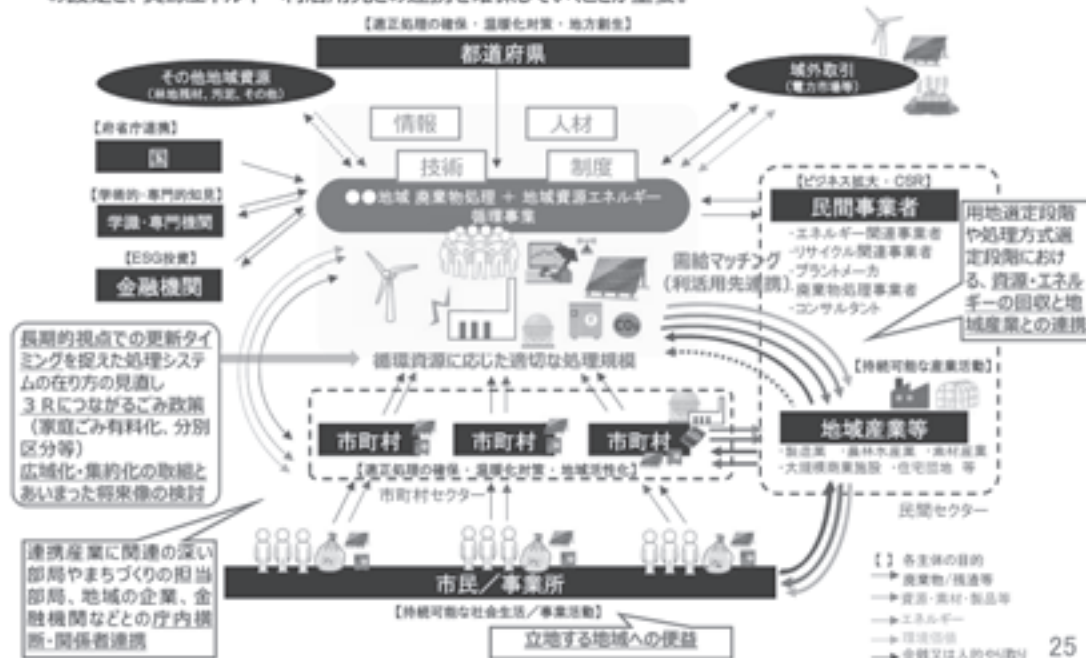
効果4
 CO₂ 排出量は45,500t削減と試算。熱源転換 (B・C重油⇒蒸気) により3.7百万ドルの節約。

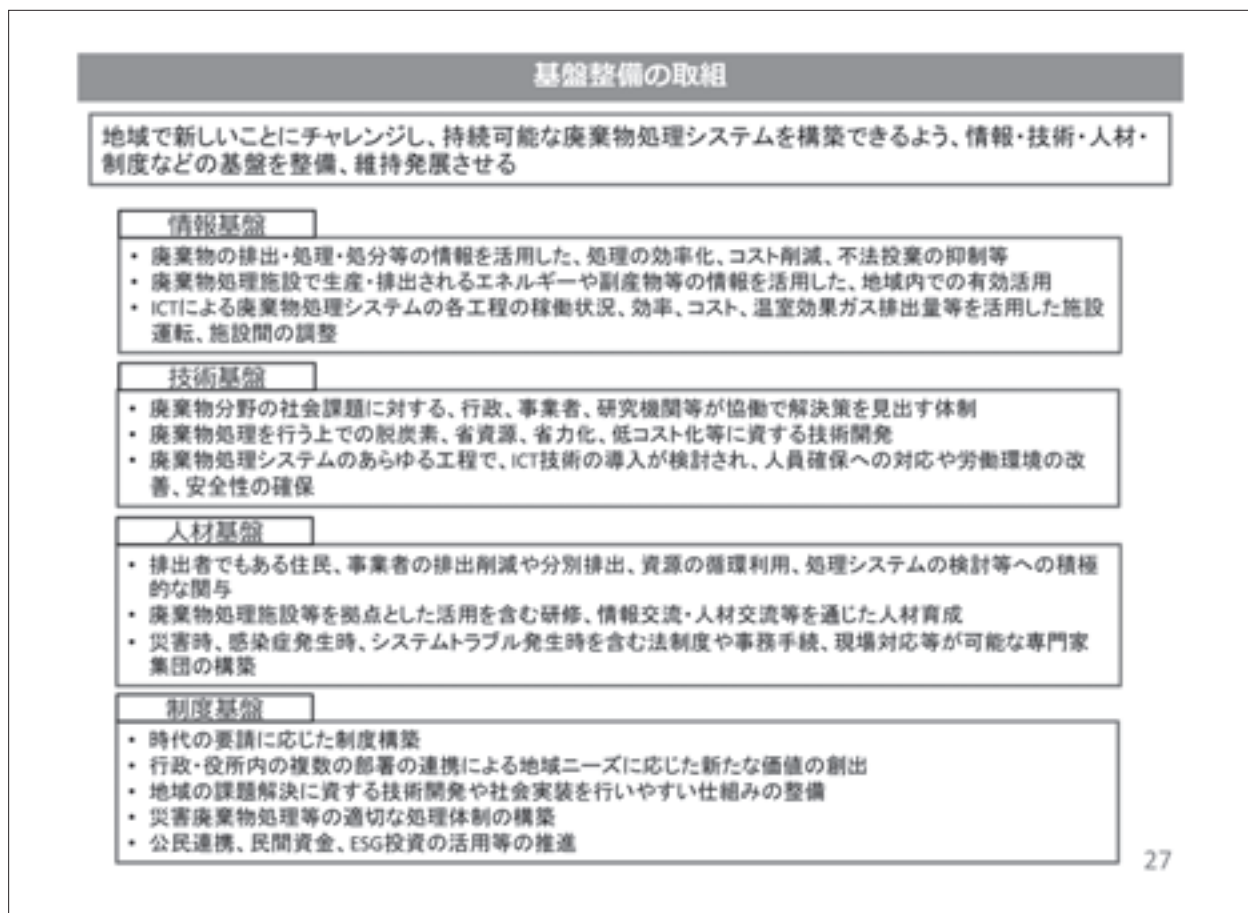
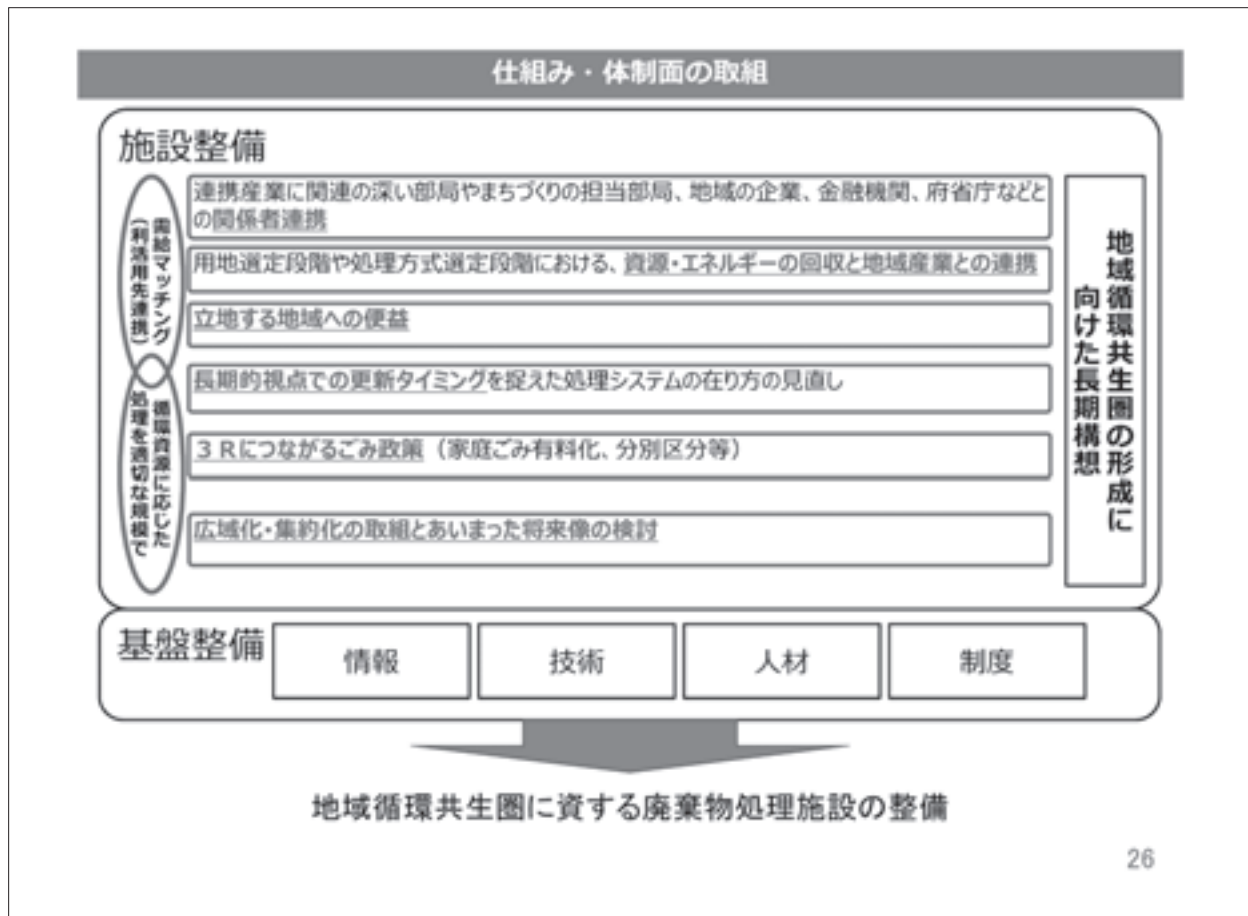
【出典】環境省委託業務（平成27年度廃棄物処理の高度化支援事業委託業務報告書）より作成
 参考文献：大西 博「韓国・地域EPCセンターが促す焼却熱の工場利用の実態」廃棄物資源循環学会誌、30(4)、2019

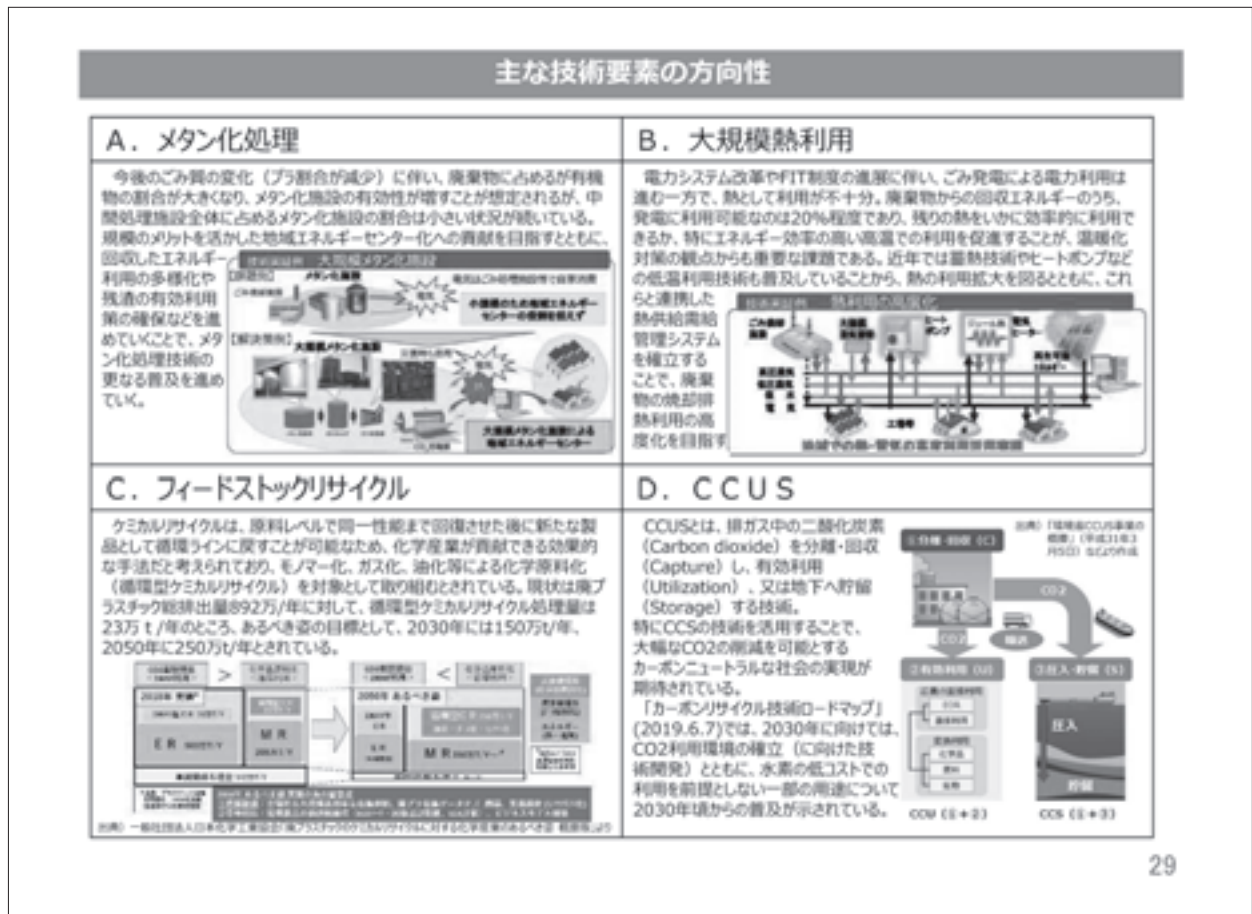
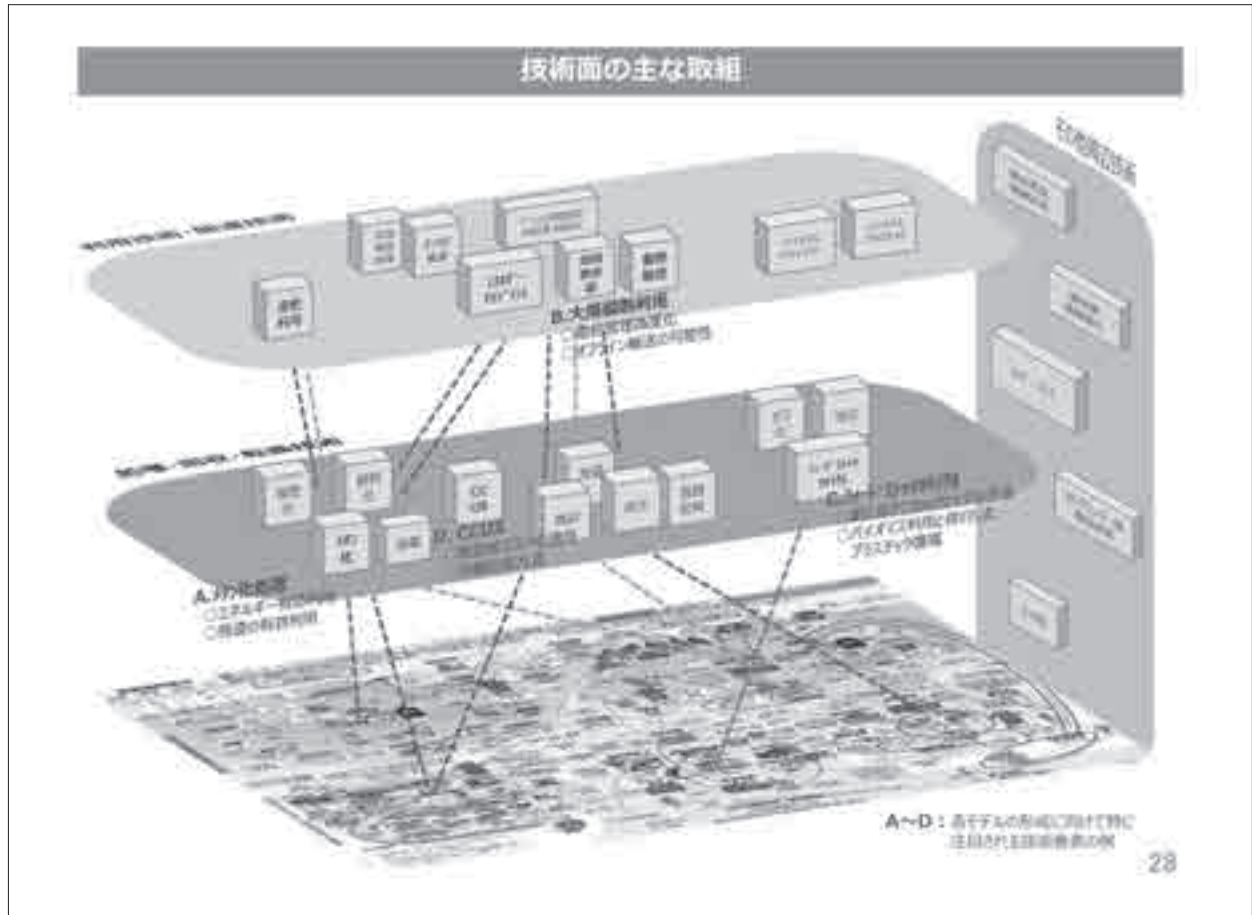
他にも、規模等は必ずしも明らかではないが、ドイツ・ハンブルグ【→製油所】、ドイツ・シュターズフルト【→ソーダ工場】、ドイツ・クナザック【→化学工場】、スイス・ヴァインフェルデン【→製紙工場】などの事例がある模様。
 【出典】中野純弘ら(2021)、産業廃棄物処理施設と事業創出(2019)、令和4年度環境省委託業務報告書

仕組み・体制面の取組

- ◆ 地域循環共生圏に資する廃棄物処理施設の整備にあたっては、都道府県・市町村等の公共セクターと民間事業者・地域産業等の民間セクターが連携して、廃棄物処理+地域資源エネルギー循環の枠組みと、必要な情報・技術・人材・制度等の確保に向けた構想・検討を長期的観点から進めることにより、適切な処理規模（処理単位）の設定と、資源エネルギー利活用先との連携を確保していくことが重要。







廃棄物分野におけるCCUS

■ 廃棄物分野（焼却施設）での取組状況

分類	事業	CO ₂ 分離回収方法	CO ₂ の転換方法又は用途
直接利用	佐賀市清掃工場（ごみ焼却施設） ／商用施設	化学吸収法	パイプラインで事業者へ供給し、 藻類培養や植物工場で活用
変換利用	廃棄物焼却施設からのCO ₂ を利用した化学 品製造に関する技術開発と実証 ※	ガス化（CO/H ₂ 化）後に精製／CO ₂ を水素による CO化→「COの微生物によるエタノール化」の2段階で 合成	
	清掃工場から回収した二酸化炭素の資源化 による炭素循環モデルの構築実証事業 ※		メタネーション（CO ₂ を水素と 反応させてメタンを製造）



佐賀市清掃工場CO₂回収設備取組
事業の取組状況

※ 環境省「二酸化炭素の資源化を通じた炭素循環社会モデル構築促進事業
出典：日本環境衛生センター「令和4年度廃棄物処理システムにおける低炭素・零CO₂対策普及促進方針調査及び実現可能性調査委託業務報告書」
及び経済産業省資源エネルギー庁「カーボンサイクル技術事例集」の2ページ作成

■ 廃棄物分野での適用の意義（可能性）

廃棄物分野でのCCUSの適用の意義としては、以下のような可能性があると考えられる。「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」では、今後の取組として、焼却施設排ガス等の活用については、革新的技術の開発や実証事業等を通じたスケールアップ、コスト低減等を図り、実用化に向けた取組を進めることとされている。

- ✓ 脱炭素化社会においては、化石燃料の燃焼はできる限り回避される必要がある一方、廃棄物の焼却は、最小化が求められつつも適正処理の観点から回避が難しい部分が残る可能性が高いのではないか。将来も残る焼却施設からの排ガスについてはCCUSを適用することで大気中への排出を回避することが可能となる。
- ✓ 焼却される廃棄物は、現状でもバイオマス由来が一定量を占めており、将来的にはさらにその割合が増大することが想定される。バイオマス起源の焼却排ガスのCCUSにより、ネガティブエミッションが可能となる。
- ✓ ごみ処理施設は全国に分散しており、小規模でも有望なCCU技術を開発して適用することができれば、地域の素材・資源の供給施設ともなることも期待される。
- ✓ 現在、化石資源を原料とする製品の製造に廃棄物処理由来のCCUを組み合わせ、廃棄物が有するエネルギーの高効率での利用と併せて、産業分野の化石燃料からの脱却による炭素循環の実現にも貢献しうるのではないかと。

30

グリーン成長戦略

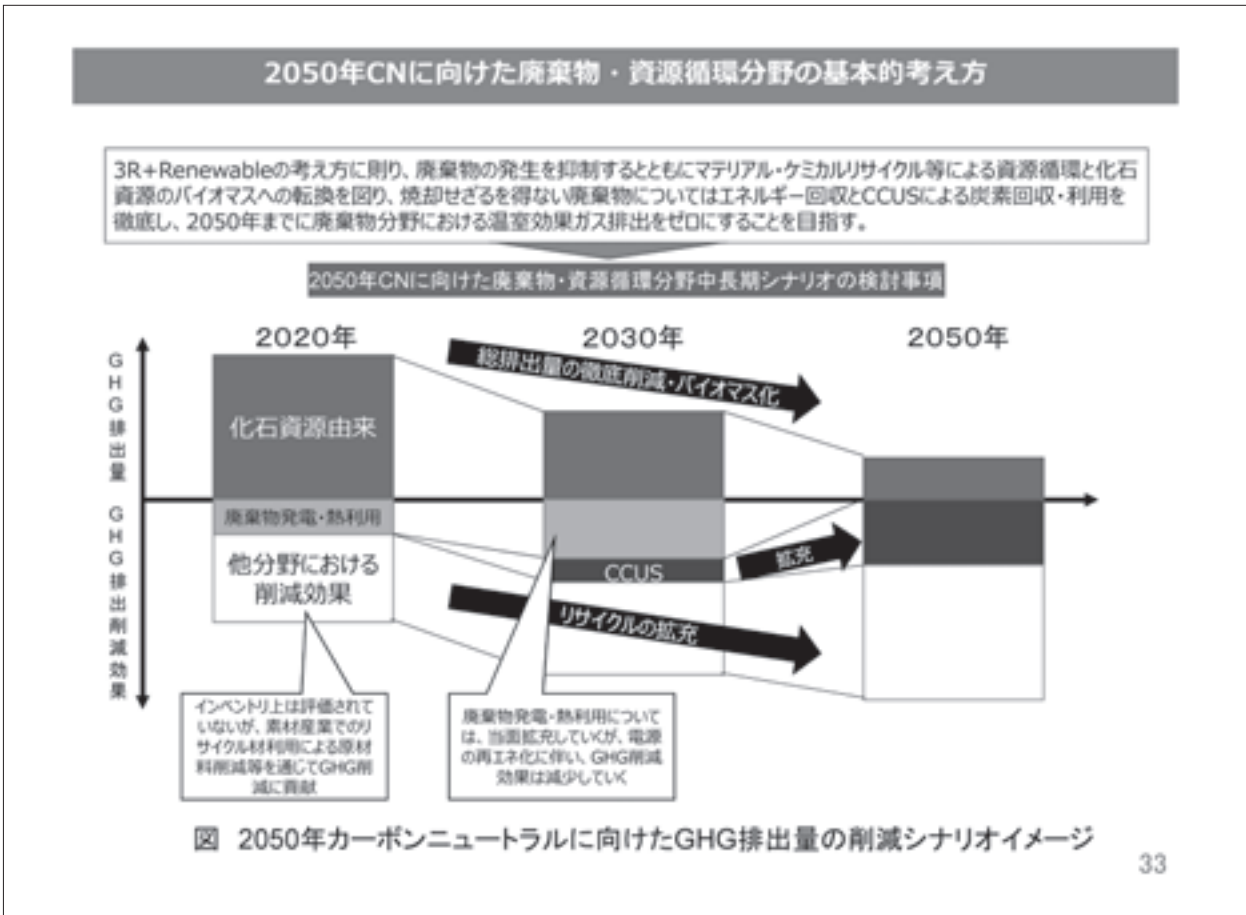
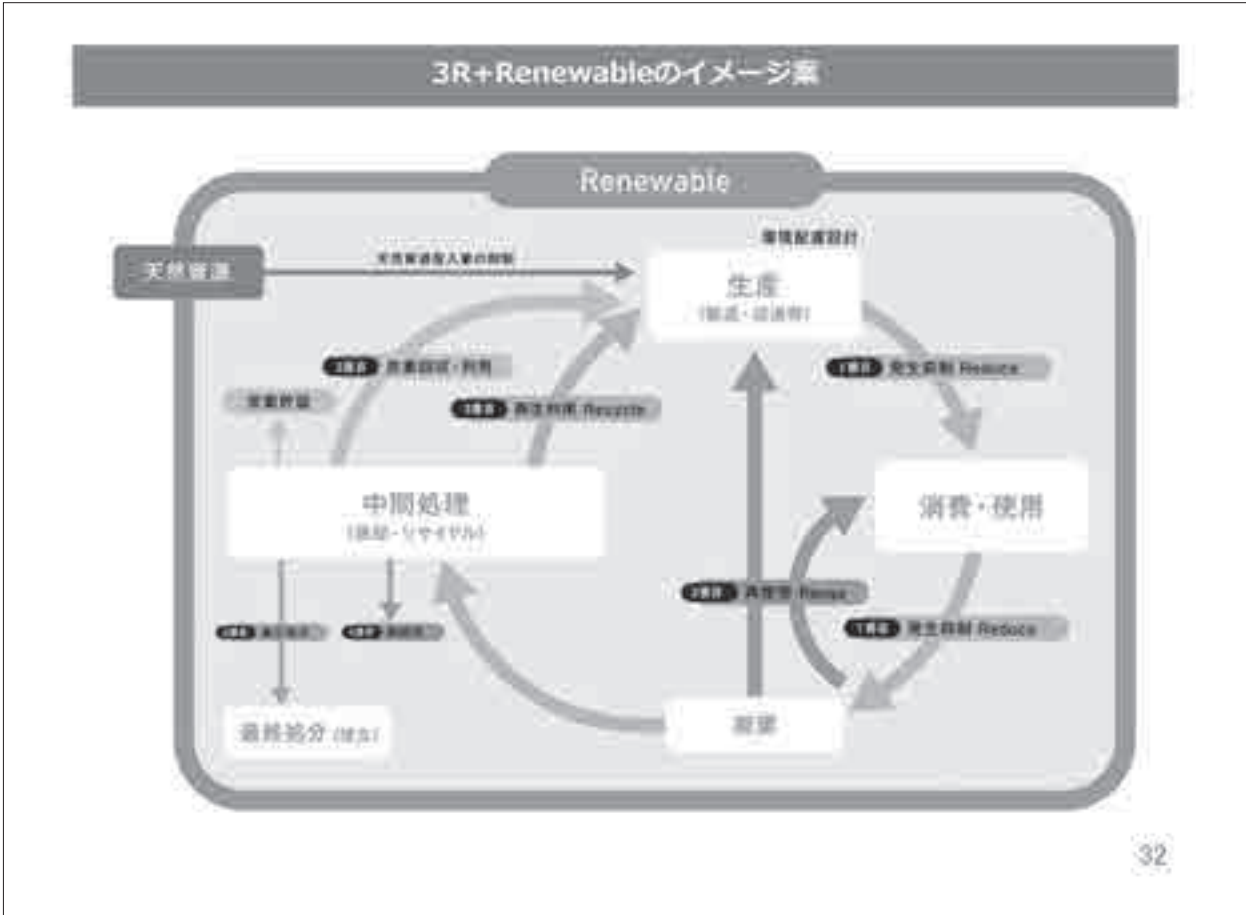
資源循環関連産業の成長戦略「工程表」

- 導入フェーズ： 1. 開発フェーズ → 2. 実証フェーズ → 3. 導入拡大・コスト削減フェーズ → 4. 自給自足フェーズ
- 資源循環への政策手段： ①目標、②法制度（規制改革等）、③標準、④税、⑤手続、⑥金融、⑦公共調達等

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	～2030年	～2040年	～2050年	
循環経済への移行										
Reduce・Renewable	○リデュース 食ロス削減、サステナブルファッション、ワンウェイプラスチックの削減...									
	○Renewable 代替素材化（製品のバイオマス化・再生材料利用等）の技術開発・実証			代替素材化（製品のバイオマス化・再生材料利用等）による製品の自立的普及拡大						
Reuse・Recycle	○リサイクル リサイクル技術の技術開発・実証									
	リサイクル技術の導入、コスト削減			リサイクル技術の普及拡大						
Recovery	○焼却施設排ガス等の活用 焼却施設排ガス等のCO ₂ を資源としたプラスチック等利用等の製造実証・焼却施設内炭素化等を目的に回収率向上									
	コスト削減			更なるコスト削減による導入拡大						
	○エネルギー回収の高度化・効率化 焼却施設内の運転効率向上、生活系ごみの大規模バイオガス化技術の確立・発電効率向上、バイオガス資源（下水汚泥・生固水等）の活用拡大									
メタン発酵エネルギー回収の向上、消化液等の有効活用							有機性廃棄物の一歩処理によるコスト削減等の期待			
先導事例の構築等									先導事例の構築等、低コスト化	
○回収したエネルギー利用の高度化・効率化 課題利用型地域熱供給、オフライン・熱輸送の向上等									低コスト化	
エネルギー回収の効率化の向上等、導入拡大への期待							低コスト化			
先導事例の構築等										

※令和2年12月25日 成長戦略会議（第6回）資料

31



廃棄物分野における2030年度の目標の見直し・深掘りの検討

➤ 廃棄物分野では、現行計画に基づく取組の進捗状況を踏まえるとともに、プラスチック資源循環法案の成立を見据え、例えば以下の対策について、2030年度の目標の見直しや深掘りの検討を進めている。

＜廃棄物分野で2030年度の目標の深掘りの検討を進めている対策例＞

対策名	削減ガス	対策評価指標	見直しや深掘りの方向性	
廃棄物処理における取組	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	Iネ起CO ₂	プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量（千t）	プラスチック資源循環法案の成立を見据え、目標の見直しを検討
	一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	Iネ起CO ₂	廃棄物発電量（kWh）	取組の進捗状況を踏まえた目標の引き上げを検討
	産業廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	Iネ起CO ₂	廃棄物発電量（GWh）	取組の進捗状況を踏まえた目標の引き上げを検討
	廃棄物処理業における燃料製造・省エネ対策推進	Iネ起CO ₂	RPF製造量	取組の進捗状況を踏まえた目標の引き上げを検討 新たな対策指標の設定を検討
浄化槽の省エネ化	Iネ起CO ₂	低炭素社会対応型浄化槽整備促進事業により設置した浄化槽の累積基数	取組の進捗状況を踏まえた目標の引き上げを検討	
バイオマスプラスチック類の普及	非Iネ起CO ₂	バイオマスプラスチック国内出荷量（千t）	プラスチック資源循環法案の成立を見据え、目標の見直しを検討	
廃棄物焼却量の削減	非Iネ起CO ₂	一般廃棄物であるプラスチック類の焼却量（乾重量）（千t）	プラスチック資源循環法案の成立を見据え、目標の見直しを検討	

34

2050年CNに向けた廃棄物・資源循環分野中長期シナリオの検討事項

環境省による現状把握、有識者へのヒアリング等を踏まえ、考えられる対策案については、以下の通り。

①廃棄物・資源循環分野におけるGHG排出の削減に資する対策案

対策名	概要
プラスチックのマテリアル・ケミカルリサイクル	プラスチックのマテリアルリサイクル及び同一品質に近き高機能ケミカルリサイクルの推進（油化、ガス化、モノマー化）
バイオプラスチックの導入	「バイオプラスチック導入ロードマップ」に基づきバイオマスプラスチック及び生分解性プラスチックの導入促進
有機性廃棄物のバイオガス化	有機性廃棄物のバイオガス化、液肥・発酵残渣の有効利用、生分解性ごみ袋を活用した生ごみ回収
廃食用油の有効利用	廃食用油の回収量向上策、国内循環利活用、新たな有効利用方法の検討
最終処分量削減	焼却をせずに直接・処理後最終処分される有機性廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物）の削減の徹底
廃食用油・廃油剤対策	廃食用油・廃油剤のマテリアルリサイクル、回収インフラ整備、ベースオイルのバイオマスオイル化
廃タイヤ対策	トレッド再生、天然ゴム増産、石油由来原料のバイオマス化（バイオインジペン・プラジエン、タイヤコード、カーボンブラック）
経くず・合成繊維くず・紙くず対策	デジタル化促進等による経くず発生抑制、サステナブルファッション促進、紙くずマテリアルリサイクル
下水汚泥の焼却に伴うN ₂ O排出対策	高温焼却化、バイオガス化・コンポスト化による焼却削減、排ガス中N ₂ O破壊装置

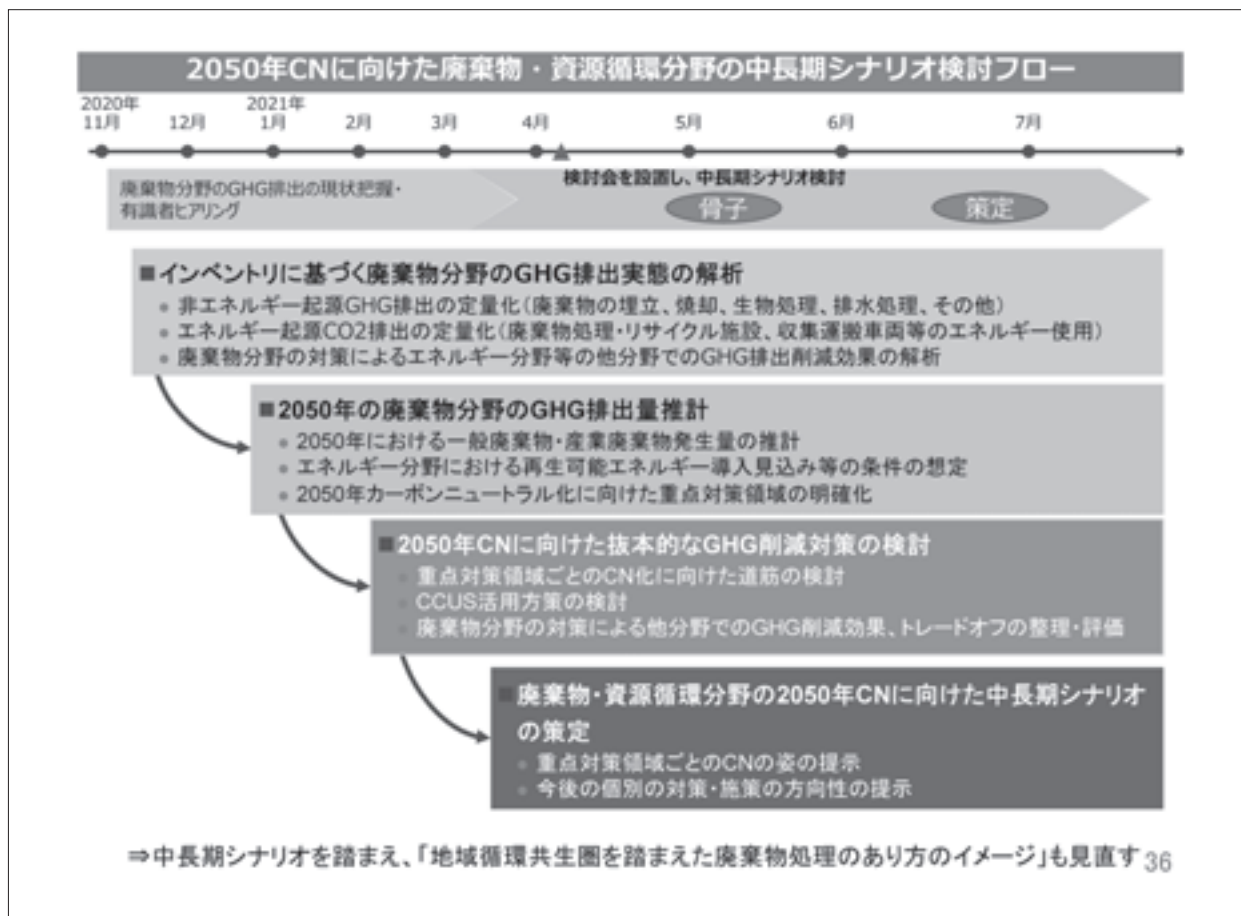
②他分野のGHG削減に寄与する対策案

対策名	概要
廃棄物発電	一般廃棄物焼却における発電効率の向上、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化、産業廃棄物発電対策
食品ロス削減	食品ロスの削減による食品製造段階を踏めたサプライチェーン全体でのGHG排出削減
金属等のマテリアルリサイクル	鉄、アルミニウム、銅、ガラス等のマテリアルリサイクルによる素材産業等でのCO ₂ 削減

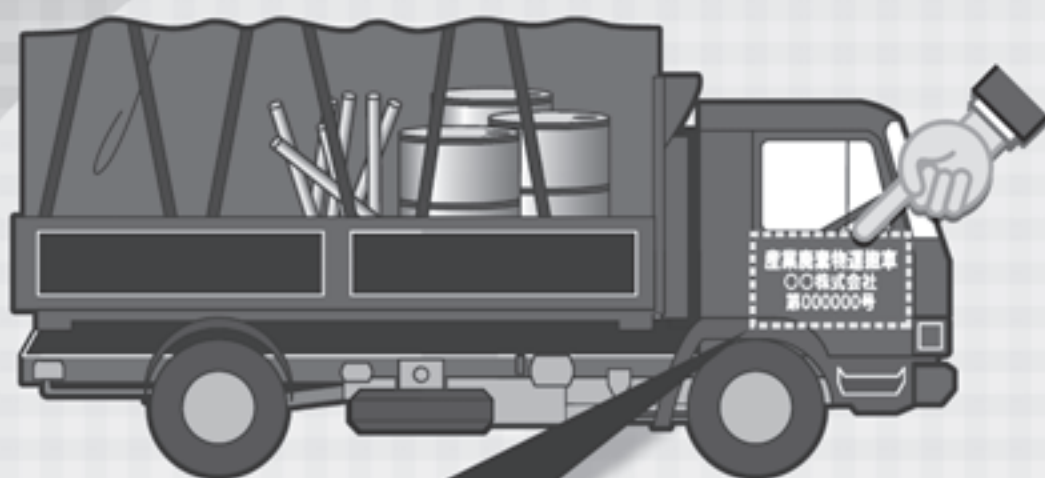
③廃棄物・資源循環分野におけるCCU案

対策名	概要
直接利用	焼却炉排ガス中のCO ₂ を分離回収し、深緑地や植物工場等で利用
メタネーション	焼却炉排ガス中のCO ₂ に水素を反応させてメタンを製造
FT合成	焼却炉排ガス中のCO ₂ と水素の混合ガスから軽油等の燃料、アルコール、化学品製造
微生物発酵	焼却炉排ガス中のCO ₂ から微生物発酵によりエタノール合成

35



あなたの産業廃棄物運搬車両には
必要な表示が
されていますか？



産業廃棄物収集運搬業者が、他社の産業廃棄物を運搬するときの表示例

産業廃棄物収集運搬車
 株式会社○○産業
 第000000号

産業廃棄物の収集運搬車
 両である旨が正確、正式
 な名称、許可番号下6桁
 が表示されている。

産業廃棄物収集運搬車両には産業廃棄物収集運搬車両であることの
 表示をしなければなりません。
 文字の大きさ、表示内容は法律で決められています。

◆車両表示板についてのお問い合わせは、

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

〒540-0011 大阪府中央区農人橋1丁目1番22号 TEL:06-6943-4016

行政情報

環政総発第2106302号
令和3年6月30日

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会
代表理事 片 渕 昭 人 殿

環境大臣 小 泉 進次郎
(公 印 省 略)

人材認定等事業の登録について

令和3年6月8日付けをもって申請のありました事業について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第11条第4項の規定に基づき登録したので通知します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	公益社団法人 大阪府産業資源循環協会 大阪府大阪市中央区農人橋1丁目1番22号 大江ビル3F 代表理事 片渕 昭人
事業の名称	廃棄物管理士講習会（考査を含む）

(担当)

環境省大臣官房総合政策課
環境教育推進室

担当者氏名 河地 謙典

電話 03-5521-8231

FAX 03-3593-7195

e-mail sokan-kyoiku@env.go.jp

ADMINISTRATION INFORMATION

事務連絡
令和3年7月12日

各都道府県・政令市
一般廃棄物行政主管部（局）御中
産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

令和3年7月の緊急事態宣言を踏まえた 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

今般、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）について、7月12日から8月22日までを期間として東京都が追加されるとともに、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間が8月22日まで延長されました。また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県において7月11日をもってまん延防止等重点措置を実施すべき期間が終了するとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が8月22日まで延長されました。これらに伴って別添のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から事務連絡が発出されました。

こうした状況にあっても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において廃棄物の処理業者その他の廃棄物の処理に関わる事業者は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられていることから、引き続き新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められます。

このことを踏まえ、緊急事態措置の対象となる区域や重点措置区域を始めとする感染拡大が見られる地域におかれましては、下記内容を確認の上で、貴管内廃棄物処理業者、排出事業者及び市区町村に必要な事項を改めて周知する等により、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策のより一層適切な実施を通じた、貴管内の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いいたします。

記

第一 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正な処理について

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策については、「廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（通知）」（令和2年1月22日付け環循適発第2001225号・環循規発第2001223号環境省環境再生・資源循環局長通知）において「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル¹」（平成30年3月）に基づく対策について通知したことを始めとして、令和2年9月7日には、廃棄物処理業者のみならず、排出者や地方公共団体を始めとする関係主体も対象に含めた上で、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下に

行政情報

において、排出時の感染防止策、適正な処理のために講ずべき対策、処理体制の維持のためにとるべき措置等について取りまとめ、「『廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインⁱⁱ』について（通知）」（令和2年9月7日付け環循適発第2009074号・環循規発第2009072号環境省環境再生・資源循環局長通知）により通知したところです。

これらの内容を参照いただきつつ、排出者や廃棄物処理業者において特に次の事項に留意して新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物が適正に処理されるよう、指導等をお願いいたします。

- ・医療関係機関等から排出される感染性廃棄物の処理に当たっては、感染性廃棄物以外の廃棄物が混入するおそれがないように保管すること、腐敗のおそれのある廃棄物は腐敗しないようにすること、排出の際に廃棄物の種類や性状に応じた容器を選ぶこと及び容器に入れて密閉し感染性廃棄物である旨を表示すること。
- ・新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物は、その他の感染性廃棄物と同様に廃棄物処理法の処理基準に従って処理することが可能であるため、これらを分別することや特別な表示を行うことなどを求めることは、とりわけ優先的に処理する必要があるなどの正当な理由が無い限り慎むこと。
- ・医療関係機関等以外の宿泊療養施設等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物は、排出に当たって廃棄物に直接触れないこと、ごみ袋は廃棄物がいっぱいになる前にしっかり縛って封をして排出すること及び廃棄物を捨てた後は石けん等を使って手を洗うこと。
- ・宿泊療養施設等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を、より慎重な対応として感染性廃棄物に準じて処理することも考えられるが、それにより当該廃棄物及び感染性廃棄物の処理がひっ迫し、かえって公衆衛生上のリスクが高まる可能性があることから、このような対応については周辺の廃棄物処理体制の状況を十分に配慮した上で、合理的に判断すること。

第二 安定的な廃棄物処理業の継続について

廃棄物処理業を安定的に継続するに当たっては、危機管理体制や感染防止策、事業継続に必要な人員及び物資の確保等をあらかじめ検討することが有効であると考えられます。そのため、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」も参照しつつ、新型コロナウイルス感染症を対象とした廃棄物処理事業継続計画を策定することについて、改めて貴管内廃棄物処理業者及び市区町村へ周知を行っていただき、特に一般廃棄物の統括的処理責任を有する市区町村においては廃棄物処理業者と協力の上で早急な検討が実施されるよう働きかけをお願いいたします。

第三 ワクチンの接種に伴って排出される廃棄物の処理について

新型コロナウイルス感染症のまん延予防のため当該感染症に係るワクチンの接種が実施されているところであり、当該ワクチンの接種に伴って排出される廃棄物（以下「ワクチン接種の廃棄物」という。）の処理については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について（通知）」（令和3年4月2日付け環循適発第2104021号・環循規発第2104021号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）により留意事項等を整理して通知したところです。

産業廃棄物行政主管部(局)におかれてはこの内容を参照いただきつつ、ワクチン接種の廃棄物が適正かつ円滑に処理されるよう必要な措置を講じることとし、排出者や廃棄物処理業者において特に次の事項に留意してワクチン接種の廃棄物が円滑に処理されるよう、指導等をお願いいたします。

- ・第一において、感染性廃棄物に関して特に留意する事項として記載した内容に加えて、特に注射針等の鋭利なものについては、プラスチック製容器等の耐貫通性のある堅牢な廃棄物容器を用い

ADMINISTRATION INFORMATION

ること。

- ・廃棄物容器内の感染性廃棄物量が少量の状態でもやみに密閉され、排出される廃棄物容器の数を増加させることは処理の逼迫を引き起こすおそれがあるため、排出事業者においては適当な大きさの容器を選択することや、ワクチン接種の廃棄物とその他の感染性廃棄物を梱包する廃棄物容器を区別しないこと。

第四 環境省への情報提供等について

令和3年4月26日付けの事務連絡等において、一般廃棄物処理に携わる関係者（市区町村職員、委託業者、許可業者等）でクラスターが発生した場合には市区町村から廃棄物適正処理推進課及び各地方環境事務所に御連絡を頂くよう、貴管内市区町村に御周知をお願いし、産業廃棄物処理業者でクラスターが発生した場合には都道府県・政令市から廃棄物規制課及び各地方環境事務所に御連絡を頂くよう、貴管内産業廃棄物処理業者に御周知をお願いしていただいております。そのクラスターの感染源や感染経路に関する保健所等の見解、今後実施される感染防止対策、廃棄物処理の継続に係る今後の対応等についても、環境省において状況等を把握の上で必要な検討を実施するため、可能な範囲で併せて情報提供をお願いいたします。

また、ワクチン接種の廃棄物、その他の感染性廃棄物及び宿泊療養施設等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物について、都道府県を越える広域的な処理の調整が必要な場合や、適正かつ円滑な処理に支障が生じる又はそのおそれが予見される場合においても、環境省に前広に御相談、情報共有等をくださいますようお願いいたします。

第五 その他

上述した「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」のほか、新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシ及び動画、地方公共団体における各種対策事例^{iv}、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ & A^v、これまで発出した通知の内容^{vi}について、貴管内廃棄物処理業者、排出事業者及び市区町村に改めて周知いただき、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策の適切な実施を通じた、貴管内の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いいたします。

また、感染拡大防止のためには接触機会の低減を図ることが重要であり、特に緊急事態措置区域及び重点措置区域では「出勤者数の7割削減」を目指すとされています。廃棄物処理業者は廃棄物の適正処理のための事業継続を最優先にしつつ、オフィス部門等の可能な範囲での在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要な部門でもローテーション勤務等を行うことが望まれるところです。各廃棄物行政主管部（局）におかれても、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤の促進等による出勤者数の抑制や、申請・届出等のオンライン（電子メールを含む。）や郵送による実施について、一層推進していただくようお願いいたします。

以上

- i http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual_1.pdf
- ii <http://www.env.go.jp/recycle/coronagaidorain.pdf>
- iii http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/20210402.pdf
- iv http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html
- v http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/index.html
- vi http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronatsuchi.html

行政情報

環循規発第2109091号
薬生機審発0909第1号
令和3年9月9日

各〔都道府県〕〔産業廃棄物〕
〔政令市〕〔衛 生〕 主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
（公 印 省 略）

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長
（公 印 省 略）

単回使用の医療機器の再製造等に係る取扱いについて

単回使用の医療機器（1回限り使用できるとされている医療機器をいう。以下同じ。Single-use Device; SUD）の再製造（単回使用の医療機器が使用された後、新たに製造販売をすることを目的として、これに検査、分解、洗浄及び滅菌その他必要な処理を行うことをいう。以下同じ。）及びこれに必要な単回使用の医療機器の収集、運搬、保管等（以下「単回使用の医療機器の再製造等」という。）については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）及び医薬品医療機器等法関連法令（以下医薬品医療機器等法と併せて単に「医薬品医療機器等法関連法令」という。）によりその方法が定められているところです。

今般、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御了知の上、貴管内関係業者に対し周知方御配慮お願いいたします。

本通知は、令和3年9月9日から施行します。

記

医薬品医療機器等法関連法令に従って行う単回使用の医療機器の再製造等に当たっては、医薬品医療機器等法関連法令が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に優先して適用されるため、廃棄物処理法の規定によらず、医薬品医療機器等法関連法令の規定に従うべきこと。

ADMINISTRATION INFORMATION

単回使用の医療機器の再製造等に関するQ&A

Q 1 単回使用の医療機器の再製造等に関して、医薬品医療機器等法関連法令が廃棄物処理法に優先して適用されるということは、具体的にどういうことか。

A 1 医薬品医療機器等法第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項に基づき、単回使用の医療機器を再製造等したもの（以下「再製造単回使用医療機器」という。）の製造販売承認を取得し、「再製造単回使用医療機器基準」（平成29年7月31日厚生労働省告示第261号。以下「再製造基準」という。）及び承認内容に従って、単回使用の医療機器の再製造のための医療機関における保管、医療機関からの収集、再製造を行う製造所への運搬、再製造を行う製造所において使用済み単回使用の医療機器の再製造に必要な処理が行われる場合には、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理施設の設置の許可を不要とすること等があげられる。

Q 2 単回使用の医療機器の再製造等に関して、医薬品医療機器等法関連法令が廃棄物処理法に優先して適用されるということは、再製造単回使用医療機器の製造工程の全てについて、廃棄物処理法の適用外になるということか。

A 2 医薬品医療機器等法関連法令、これに基づく再製造単回使用医療機器の再製造基準及び承認内容に従っていない場合、すなわち、医薬品医療機器等法に基づく製造販売承認を取得していない単回使用の医療機器の再製造等であって、当該使用済み単回使用の医療機器が、廃棄物と判断された場合は、廃棄物処理法が適用され、さらには、当該再製造に伴う製造販売は医薬品医療機器等法関連法令違反にも該当することに引き続き留意すること。

Q 3 単回使用の医療機器の再製造等には、医薬品医療機器等法関連法令により、生活環境の保全上支障のないよう措置が講じられているのか。

A 3 医薬品医療機器等法に基づき、再製造基準が定められており、使用済み単回使用の医療機器は、当該再製造基準に従うことで、容器に密閉された状態で、再製造単回使用医療機器の製造販売業者により、医療機関から引き取られ、運搬される等の措置がとられることとなるから、生活環境の保全上支障のないことが規定上は確保されている。

Q 4 単回使用の医療機器の再製造等に関して、医薬品医療機器等法関連法令が廃棄物処理法に優先して適用されるということは、使用済み単回使用の医療機器は廃棄物ではないということか。

A 4 廃棄物に該当するか否かについては、廃棄物処理法の規制の対象となる行為ごとに、その着手時点における客観的状況から、物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する必要がある。医薬品医療機器等法に基づき再製造単回使用医療機器の製造販売承認を取得し、再製造基準及び承認内容に従って、使用済み単回使用の医療機器を医療機関から引き取り、再製造等を行う場合には、当該使用済み単回使用の医療機器が、廃棄物に該当するか否かにかかわらず、当該単回使用の医療機器の再製造等については、廃棄物処理法が適用されない。

行政情報

Q 5 使用済み単回使用の医療機器であって、再製造の用に供さずに廃棄されるものについては、廃棄物処理法はどのように適用されるのか。

A 5 使用済み単回使用の医療機器であっても、排出の段階で再製造の用に供さずに廃棄される予定のものは、医薬品医療機器等法関連法令が適用されないため、廃棄物処理法に基づき、使用済み単回使用の医療機器を排出した医療機関が排出事業者として、自ら処理を行い、又は産業廃棄物処理業者に処理を委託すること等が必要である。

また、単回使用の医療機器の再製造等の工程において生ずる廃棄物（副産物等）については、廃棄物処理法が適用されるため、その単回使用の医療機器の再製造等の工程を担う製造販売業者が排出事業者として、廃棄物処理法に基づいて自ら処理を行い、又は産業廃棄物処理業者に処理を委託すること等が必要である。

Q 6 単回使用の医療機器の再製造の用に供されるものが、医療機関から再製造単回使用医療機器の製造販売業者に引き渡された後に、再製造等の工程から逸脱して不法投棄された場合、廃棄物処理法はどのように適用されるのか。

A 6 廃棄物が不法投棄された場合には、廃棄物処理法第16条違反に該当し、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれが高いことから、都道府県等は、速やかに行為者を確認し、措置命令により原状回復措置を講ずるように命ずることが想定される。

例えば、使用済み単回使用の医療機器が医療機関から製造販売業者に引き渡された段階で、再製造の用に供する予定のものであったにもかかわらず、製造販売業者が当該使用済み単回使用の医療機器を不法投棄したものである場合においては、製造販売業者が不法投棄の行為者として、措置命令等の対象となる。

なお、排出事業者も廃棄物処理法の措置命令等の対象になる可能性があるが、通常は当該使用済み単回使用の医療機器の性状、取扱い形態等に応じ、医療機関又は製造販売業者が対象となる。

Q 7 医薬品医療機器等法に基づく製造販売承認を取得するために、承認申請に係る各種評価データの収集を目的として、試験的に使用済み単回使用の医療機器を処理する行為についても、医薬品医療機器等法に基づくものとして、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可や産業廃棄物処理施設の設置の許可は不要となるのか。

A 7 医薬品医療機器等法に基づく承認の申請の準備のために、試験的に使用済み単回使用の医療機器を処理することは、医薬品医療機器等法関連法令に従って行う単回使用の医療機器の再製造等には該当しないため、当該使用済み単回使用の医療機器が廃棄物に該当する場合は、廃棄物処理法が適用される。

なお、当該使用済み単回使用の医療機器が産業廃棄物として廃棄物処理法の適用を受けることとなっても、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成17年3月25日閣議決定）において平成17年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」（平成18年3月31日付け環廃産第060331001号通知）を踏まえて、都道府県等に試験研究計画の届出を提出し、試験研究計画が承認された場合には、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理施設の設置の許可を必要としないこととされている。

ADMINISTRATION INFORMATION

令和3年7月

入札参加有資格者の皆さまへ

大 阪 市

～ 重 要 な お 知 ら せ ～

令和4年度から、本市発注の工事請負契約 及び 業務委託契約での産業廃棄物の処理について、『電子マニフェスト』* を使用します。

* 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める『産業廃棄物管理票（マニフェスト）』を電子化したもの

▶ すべての本市発注工事における産業廃棄物の処理にあたり、『電子マニフェスト』の使用を義務化します。

▶ 本市が排出する産業廃棄物に関する委託（処分・収集運搬）について、『電子マニフェスト』を使用します。

『電子マニフェスト』のメリット

- ① 操作が簡単手間いらず (事務の簡素化・電子データでの保存)
- ② 法令の遵守 (記載・確認もれの防止)
- ③ データの透明性確保 (情報処理センターでの5年間データ管理・保存、オンラインで処理状況を常時把握・確認可能)



『電子マニフェスト』を使用しない受注者へは・・・

- 入札参加停止措置の適用 *大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく
- 工事成績評定の減点 *請負工事成績評定要領に基づく

※上記の措置等の詳細については関係規程の改正次第、別途お知らせします。

『電子マニフェスト』の加入手続きなどは・・・

『電子マニフェスト』未加入事業者を対象にシステム操作研修会や加入手続きの案内等を行います。(別途お知らせ)

* 『電子マニフェスト』の義務化制度の概要については、本市ホームページをご覧ください。
掲載先：大阪市ホームページ>産業廃棄物処理対策>電子マニフェストの使用促進に取り組んでいます

【問 合 せ 先】

◇電子マニフェストの制度及び加入手続きに関すること	環境局 環境管理部 環境管理課 (産業廃棄物規制グループ)	TEL 06-6630-3284
◇入札契約手続きに関すること	契約管財局 契約部 契約課 (工事契約グループ)	TEL 06-6484-7424
	(委託・物品契約グループ)	TEL 06-6484-7083
◇入札参加停止措置に関すること	契約管財局 契約部 制度課 (契約制度グループ)	TEL 06-6484-7062

行政情報

電子マニフェストの流れ





①

産業廃棄物を引き取ったあと、排出事業者は、電子マニフェストを登録します。その情報は、収集運搬業者、処分業者に即座に伝わります。




②

そして収集運搬業者は、運搬が終了したあと、運搬終了報告をします。



③ ④

同様に処分業者も、処分が終了したら処分完了報告をします。2次マニフェストがある場合には、最終処分を確認したあと、最終処分完了報告をします。



3者が互に 把握・確認できる

これらの産業廃棄物処理に関する情報が、電子マニフェストを通じて、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者で共有されることにより、排出事業者は、廃棄物が適正に処理されたことを確認することができます。

(公益財団法人 日本産業廃棄物処理監視センター リープレディより提供)

ADMINISTRATION INFORMATION

産業廃棄物の最終処分場をお探しの皆様へ

大阪湾フェニックスセンター 大阪基地のご案内

日頃から大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンターをご利用いただきありがとうございます。

大阪湾フェニックスセンターでは、泉大津沖埋立処分場での安定型産業廃棄物の受入を終了し、大阪府下で排出するがれき等の安定型産業廃棄物の受入を大阪基地(大阪市西淀川区中島2丁目)で始めました。

今までがれき等の安定型産業廃棄物の処分に大阪湾フェニックスセンターをご利用いただいていた府内の排出事業者様も、この機会にぜひ一度、大阪基地のご利用を検討ください。（※石綿含有産業廃棄物の受入は終了しています。）

なお廃棄物処分についてのご相談・お問い合わせは、下記にて承りますので、ご連絡をお待ちしています。

<お問い合わせ先>

大阪湾広域臨海環境整備センター 業務課
 電話 06-6204-1722
 HP <http://www.osakawan-center.or.jp/>



労災情報

INDUSTRIAL ACCIDENT INFORMATION

産業廃棄物処理業界で発生した労働災害を参照し、皆様の職場での無事故・無災害に向けた対策を推進してください。

ベルトコンベアーに挟まれる

機械設備・有害物質の種類（起因物）	ベルトコンベアー
災害の種類（事故の型）	はさまれ・巻き込まれ
被害者数	けが人数：1人（50代）

【同類事故防止対策】厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- 巻き込まれリスクのある回転部分にはガード（覆い、囲い等）を設ける
- 電源を切り機械を止めて作業を行う
- 危険源の近くには手が届く範囲に非常停止スイッチを備える
- 作業手順を定め教育訓練を実施する

事業報告

Business Information

ここでは、公益社団法人大阪産業資源循環協会が実施・協力した事業等（令和3年6月中旬～令和3年9月上旬）の概要を紹介します。

全国産業資源循環連合会近畿地域協議会

- 日時 令和3年7月9日(金曜日) 15時00分
 場所 びわ湖大津プリンスホテル／
 コンベンションホール「淡海」
 議題
- ・新型コロナウイルス感染症への対応について
 - ・令和元年度産業廃棄物処理事業者による災害廃棄物の処理能力調査の概況および令和3年度大規模災害発生時における近畿ブロック災害廃棄物対策調査検討業務について
 - ・全国産業資源循環連合会および全国産業資源循環連合会政治連盟の活動状況について、等
- 参画者 片渕 昭人（会長）
 浜野 廣美（副会長）
 井出 保（副会長）
 濱田 篤介（副会長）
 龍野 浩一（専務理事兼事務局長）
 河野 伴弥（常務理事）

全国産業資源循環連合会 正会員事務局責任者会議

- 日時 令和3年7月16日(金曜日) 13時00分
 場所 オンライン会議 (ZOOM)
 議題
- ・「令和3年度事業計画」及び「総務倫理委員会における今後の事業の方向と重点に関する検討状況」について
- 意見交換
- ・令和3年度講習会の追加開催の報告について
 - ・労働安全衛生事業に関する報告について
 - ・人材育成事業の検討について
 - ・業務主任者資格制度について
 - ・災害廃棄物委員会について
- 参画者 河野 伴弥（常務理事）

令和3年度大規模災害発生時 廃棄物対策近畿ブロック協議会

- 日時 令和3年7月28日(水曜日) 10時50分
 意見提出
 場所 書面会議
 議題
- ・災害廃棄物処理に係る現状及び近畿ブロックにおける令和3年度の取組概要・スケジュール
 - ・令和3年度の協議会における調査検討事項及びモデル事業の詳細
 - ・協議会ワーキンググループによる意見交換会の実施内容（案）
- 参画者 龍野 浩一（専務理事兼事務局長）

木材開発(株)産業廃棄物法研修

- 日時 令和3年7月29日(木曜日) 13時00分
 場所 木材開発(株)／大阪本社3階 大会議室 他
 内容 定義と区分、事業者処理責任、処理業者、処理委託基準、管理票制度 ほか
 参加者数 50名程度
 講師 龍野 浩一（専務理事兼事務局長）

優良認定推進研修会

- 日時 令和3年8月2日(月) 14時00分
 場所 オンライン開催 (ZOOM)
 参加者数 5社8名
 講義1 法令改正情報
 講師 龍野 浩一（専務理事兼事務局長）
 講義2 電子 manifests の運用
 講師 辻岡 昌子（特任職員）
 講義3 エコアクション21認証登録制度
 講師 エコアクション21地域事務局大阪
 西迫一二三氏

クローズアップ!

1

環境教育等促進法に基づく「人材認定等事業登録制度」の新規認定について（廃棄物管理士講習会【公益社団法人大阪府産業資源循環協会】）

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）に基づく「人材認定等事業」登録制度について、令和3年6月30日に「廃棄物管理士講習会（考査を含む）」が認定されましたのでお知らせいたします。

1 新たに登録された「人材認定等事業」について

事業の名称

廃棄物管理士講習会（考査を含む）【講習会実施要項 <http://haikibutsu-kanrishi.jp/>】

事業者名

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会（大阪府大阪市中央区農人橋1丁目1番22号大江ビル3F）

事業内容

産業廃棄物処理の出発点であり、重い処理責任を全うしなければならない排出事業者に廃棄物処理法の仕組みをわかりやすく伝え、現場で活用できる適正処理の知恵を身につけてもらうための廃棄物管理士講習会を実施しています。講習会に合わせて廃棄物処理に必要な知識が備わっていることを確認するための考査を実施し、合格者には「廃棄物管理士」の資格を付与しています。「廃棄物管理士」には修了証と認定証（カード）が発行されます。（令和2年度は175人を「廃棄物管理士」として認定）

2 「人材認定等事業」登録制度について

環境教育等促進法第11条に基づき、民間事業者が行う環境保全に関する知識や指導に係る能力を有する者等の育成・認定、環境教育等に関する教材の開発等の事業を、国が登録する制度です。本制度は、登録された事業の環境教育の質の高さを担保するとともに、それらの事業を周知することで、環境人材の育成等の更なる促進、環境教育等を実践しようとする人や団体による、ニーズに合わせた人材や教材へのアクセスを円滑にします。

現在、52件の事業が登録、年間約13,600人（令和元年度）の認定・育成が行われています。

（参考：人材認定等事業の登録制度について

http://www.env.go.jp/policy/post_96.html）



クローズアップ!

2

廃棄物処理・リサイクルIoT導入促進協議会に入会しました！

電子契約の事業化やSNSを活用した事業拡充等、業界及び協会のDXに有効な情報収集と関係機関・団体との交流・連携を強化維持するため、この度本会が廃棄物処理・リサイクルIoT導入促進協議会に入会したことをお知らせいたします。

入会承認通知書

令和3年9月10日

公益社団法人大阪府産業資源循環協会 御中

廃棄物処理・リサイクルIoT導入促進協議会

会長 藤井実

廃棄物処理・リサイクルIoT導入促進協議会(以下、協議会という)・会員規約第9条により、協議会への入会が「承認」となりましたので、本通知書にて通知致します。

(入会日:令和3年9月1日)

資源循環の推進を目指し、SDGsの視点で考える

1年に1度
環境についてみんなで考える特別な日

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

さんばい SANPAI FORUM 2021 フォーラム

— 2050年CNに向けた脱炭素と資源循環 —

入場無料

定員先着
200名様

参加条件

- ・ワクチン1回以上接種
- ・手指消毒 ・検温
- ・マスク着用

2021.11.12 日

午前3時11月12日(日)13:00~

受付12:30~ 15:50終了予定

in エルおおさか

大阪府立労働センター
大ホール(エルシアター)

今回の「さんばいフォーラム」では、「廃棄物処理がSDGsに貢献できる糸口を模索する」という前回の基本コンセプトを堅持しながら、近年その検討が加速している2050年カーボンニュートラル(2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現を目指すとする国の方針)をテーマの中心に据え、これを通じ、資源循環分野から民間活力により地域循環共生圏(ローカルSDGs)を創造していくための方策とその可能性について議論する。

基調講演 2050年CNの経緯と展望(仮) 60分程度

講師 大久保 規子 様(大阪大学大学院法学研究科教授、中央環境審議会循環型社会部会委員)

パネルディスカッション 資源循環分野から取り組む脱炭素社会の実現(仮) 80分程度

パネリスト 小林 昌代 様(有限会社清菱 代表取締役)
仁保 めぐみ 様(有限会社エビオ 代表取締役社長)
山口 玉緒 様(株式会社エンタープライズ山梨 代表取締役)
樋口 かのこ 様(株式会社樋口商店 代表取締役社長・法政策調査委員会副委員長)

コーディネータ 花嶋 温子 様(大阪産業大学デザイン工学部環境理工学科准教授、環境省3R 推進マイスター)

※上記の内容は予定です。変更となる可能性があります。

【主催】公益社団法人 大阪府産業資源循環協会
【後援】近畿地方産業事務所、建設副産物対策近畿地方連絡協議会、近畿経済産業局、関西SDGsプラットフォーム、近畿農林局、大阪府、大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、吹田市、八尾市、豊原市、枚田市、大阪府立地域環境情報センター、中興行務・環境安全事業株式会社大阪PCR処理事業所、社会行政法人国府協力機構関西協同センター、一般社団法人産業資源循環学会関西支部、公益社団法人全国産業資源循環協会、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団、大阪府循環型社会推進協議会(予定)

※協会ホームページのお申込みフォームは10月上旬に公開を開始します。

コンテストを通じて
環境について考えよう!

環境イラスト コンテスト 2021

イラスト大募集!

大阪府産業資源循環協会では廃棄物の削減やリサイクルなど環境保全に対する意識をより一層高めていただくことを願ってイラストコンテストを実施いたします。

募集要項

■ 締切 令和4年1月31日(月)必着

■ 資格 作品テーマに関心のある方(年齢性別不問)

■ 用紙規格 A4サイズ(横)

■ 応募方法 作品及び応募用紙1を郵送又は協会窓口にて持参

■ 送付先 〒540-0011 大阪市中央区豊人町1-1-22 大江ビル3階
公益社団法人大阪府産業資源循環協会
「環境イラストコンテスト2021」係

■ 審査及び賞 本会の組織広報委員会の新正な審査により次の各賞を決定いたします。

◎ 一般部門 (応募者数2000名以上を想定)

最優秀賞 3点 賞状・副賞(図書カード1万円分)
優秀賞 3点 賞状・副賞(図書カード5千円分)
佳作 数点 賞状

◎ 中学生部門

最優秀賞 1点 賞状・副賞(図書カード5千円分)
優秀賞 3点 賞状・副賞(図書カード3千円分)
佳作 数点 賞状

◎ 小学生以下部門

最優秀賞 1点 賞状・副賞(図書カード3千円分)
優秀賞 3点 賞状・副賞(図書カード1千円分)
佳作 数点 賞状

■ 作品テーマ 資源循環(3R・サーキュラー・エコノミー)、SDGs推進、食品ロスの削減、プラスチックの削減、廃棄物の海洋投棄問題、再生可能エネルギー、森林破壊の防止などリサイクルの推進や不法投棄撲滅、廃棄物の減量に関すること

■ 団体応募の場合
応募用紙の審査ウェブサイトから受付コードの3桁の審査番号にメールアドレスをお送りしてください。
そのほかの応募情報はウェブサイトをご覧ください。

お問い合わせ先 <http://www.o-sanpai.or.jp>
info@o-sanpai.or.jp 協会ウェブサイト

公益社団法人大阪府産業資源循環協会 〒540-0011 大阪市中央区豊人町1-1-22 大江ビル3階

公益社団法人大阪府産業資源循環協会 06-6943-4016

メールマガジン「Clean Life オンライン」 好評配信中！

会員を対象にメールマガジン「Clean Life オンライン」を配信中です。すでに多数の会員の方にご登録いただいておりますが、まだまだ受付中です。配信ご希望の会員の方は本会ウェブサイトでプライバシーポリシーをご確認のうえ、同意された場合には下記要領に従い、配信先メールアドレスのご登録（無料）をお願い申し上げます。

公益社団法人大阪府産業資源循環協会のプライバシーポリシーの開示

<http://www.o-sanpai.or.jp/privacy>

なお、メールマガジン配信にご登録をされますと、ファックスによる情報提供は停止されます。予めご了承ください。

【メールマガジン配信先のご登録要領】

1. 次の事項をご記入の上、office@o-sanpai.or.jpに送信してください。
 - ①会員の名称
 - ②ご担当者所属・役職・氏名
 - ③電話番号
 - ④配信先メールアドレス（1会員につき1メールアドレスのみの登録となります）
2. 送信時の件名は「メールマガジン配信希望（会員の名称）」としてください。

Clean Life オンラインのバックナンバー

令和3年

6月14日 _____

Vol.417 ■【一部修正】（環境省）新型コロナワクチン職域接種の申請受付開始について

6月15日 _____

Vol.418 ■（環境省）【産業廃棄物処理業者対象】令和3年度政府支援策一覧のお知らせ

Vol.419 ■（大阪府主催）「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」のご案内

6月16日 _____

Vol.420 ■（一社）和歌山県産業資源循環協会及び（公社）京都府産業資源循環協会 新会長就任のお知らせ

6月18日 _____

Vol.421 ■（低炭素関係）脱炭素社会構築のための資源循環高度化設備導入促進事業の公募について

Vol.422 ■有害物ばく露防止対策補助金のご案内

6月25日 _____

Vol.423 ■<大阪府からののお知らせ>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組について

Vol.424 ■<全国産業資源循環連合会主催>「産業廃棄物処理 e-ラーニング講座（令和3年度）開講」のご案内

6月29日 _____

Vol.425 ■電子マニフェストシステムの障害に伴う電子マニフェスト情報の登録等の取扱いについて（令和3年6月24日JWネットシステム障害）

7月1日 _____

Vol.426 ■（環境省）「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の一部改定について

7月5日 _____

Vol.427 ■優良認定推進研修会（電子マニフェスト及びエコアクション21に関する説明会）のご案内

Vol.428 ■<大阪市からののお知らせ>大阪市発注工事における電子マニフェストの義務化及び本市が排出する産業廃棄物処理委託における電子マニフェストの使用について

Vol.429 ■大阪市主催「電子マニフェストシステム操作研修会」開催のご案内

7月9日

Vol.430 ■（低炭素関係）中長期のCO₂削減目標に向けた中小企業の取組を支援します

7月12日

Vol.431 ■＜大阪府からのお知らせ＞新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組について

Vol.432 ■（JWセンター主催）2021年度講習会について

7月13日

Vol.433 ■令和3年7月の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について

7月14日

Vol.434 ■大阪湾フェニックスセンター大阪基地のご案内

7月15日

Vol.435 ■令和3年度廃棄物管理士講習会 追加開催のご案内

7月16日

Vol.436 ■電子マニフェスト導入実務研修会（Web説明会）の開催について

7月28日

Vol.437 ■（低炭素関係）環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業の公募開始について

8月2日

Vol.438 ■廃棄物管理士講習会が環境教育等促進法に基づく「人材認定等事業登録制度」に認定されました

8月3日

Vol.439 ■（環境省）ワクチン接種の廃棄物の処理に関するチラシの周知について

8月4日

Vol.440 ■＜大阪府からのお知らせ＞新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組の周知について

8月17日

Vol.441 ■第39回有害・医療廃棄物研究講演会のご案内

8月18日

Vol.442 ■新型コロナウイルス感染症対策に関する情報提供について

Vol.444 ■「新型コロナウイルス感染症対応労災上乘せ制度」の募集について（ご案内）

8月19日

Vol.443 ■「令和3年豪雨災害等被災者のための心と健康の相談ダイヤル」の設置について

8月20日

Vol.445 ■（JWセンター主催）2021年度 医療関係特管責任者講習会について

8月23日

Vol.446 ■＜大阪府からのお知らせ＞新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組の周知について

8月24日

Vol.447 ■産業廃棄物処理業の景況動向調査について

8月30日

Vol.448 ■建設汚泥処理物等の有価物該当性に係る第三者認証について

8月31日

Vol.449 ■最低賃金額の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等について

9月1日

Vol.450 ■2021年度「会員名簿」及び「処理処分施設マップ」作成のための調査について

9月2日

Vol.451 ■令和3年度最終処分場維持管理技術研修会（オンライン）の開催について

9月10日

Vol.452 ■石綿事前調査結果報告システムの活用及び建築物石綿含有建材調査者の周知について

事業案内

Business Prospectus

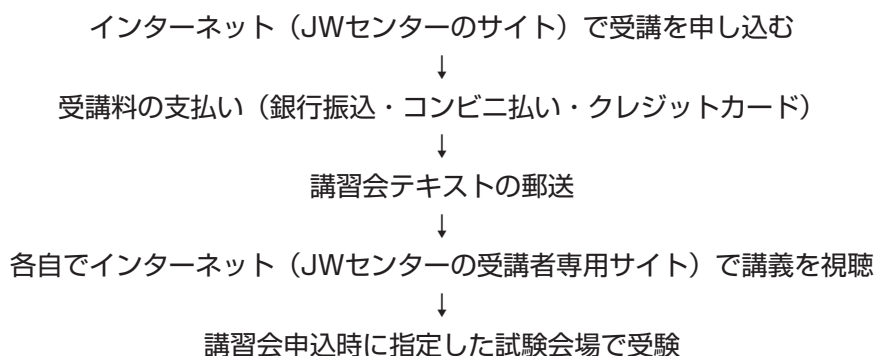
新型コロナウイルス感染症拡大を受けた10月以降の協会対応について

新型コロナウイルス感染防止のため、弊社ではご来所の皆様及び弊社職員の安全を優先した上で、業務を行ってまいります。ご迷惑をお掛けいたしますがご理解いただけます様、お願い申し上げます。また、感染状況によっては変更することがありますので、最新情報は弊社ホームページでお確かめください。

産業廃棄物の新規・更新許可講習会及び 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会について

令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染予防に配慮した講習会が実施されます。まず事前にインターネットで受講者各自でオンライン講義を受講（視聴）し、試験のみを指定日時に会場にご来場して受験していただく二段階形式の講習会です。試験日は本紙の裏表紙に掲載しております。

申込から試験までの流れ



※この講習会の申し込み方法は、JWセンターのホームページでのインターネット申し込みのみです。詳細はJWセンターのサイトをご覧ください。なお、電話・書面による申し込みはできませんので予めご了承ください。

JWセンター（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）
<https://www.jwnet.or.jp>

廃棄物管理士講習会について

受講者席の間隔を広げるため、定員を100名から50名に減らして実施しております。なお、状況により定員は変更いたします。講習会日程は本紙の表紙裏面をご覧ください。受講ご希望の方は弊社までお問合せください。

※昨年までと会場が変わります。大阪メトロ（地下鉄）・京阪電車「天満橋」駅から徒歩3分の国民會館（武藤記念ホール）です。

新規入会会員紹介

賛助会員 ————— 令和3年7月～令和3年9月に入会した会員

株式会社 日本トリム

代表者	森澤 紳勝		
住所	〒531-0001 大阪府大阪市北区梅田2-2-22 ハービスエント22階		
電話番号	06-6456-4630	FAX番号	06-6455-3952
業務内容	家庭用電解水素水整水器、カートリッジの製品開発及び販売、医療(血液透析)用水処理装置の製品開発及び販売等		

プロフレックス 株式会社

代表者	中才 悦夫		
住所	〒337-0033 埼玉県さいたま市見沼区御蔵1172		
電話番号	048-687-6222	FAX番号	048-687-6223
業務内容	油圧ホース・口金・継手の製造販売		

退会会員 ————— 令和3年7月～令和3年9月に退会した会員

正会員

社名 (株)摂津清運
松本清掃(株)

賛助会員

社名 トラックオフ

入会のメリット

社会的信用の向上

本会の事業は、環境分野における不特定多数の利益の増進に寄与するものです。そのような事業を推進する団体に入会することは、取引先や顧客（一般消費者）、さらには融資元等から環境意識の高い企業として認知され、社会的信用を得ることに繋がります。CSR(企業の社会的責任)が、もはや世間の常識となっている現在、以上の傾向は今後ますます強くなっていくものと考えられます。

相談・助言を受ける機会の優先

排出事業者にとっても、産業廃棄物処理業者にとっても、廃棄物処理法や関係法令は非常にかかわりの深いものです。しかしながら、これほど解釈・運用の困難な法令も珍しく、専門的な相談・助言を受けたいと思われている方は多数いらっしゃると思います。本会に入会すると、廃棄物処理法に関する講演・執筆等の実績が豊富な常駐の職員による相談・助言を優先的に受けることができます。

建設業の経営事項審査の加点対象となります

建設業法施行規則の一部が改正されたことに伴い、平成30年4月1日より経営事項審査の評価項目及び基準が見直され、社会性評価の項目の中で、防災協定を締結している業者には、加点数が従来の15点から20点に引き上げられました。本会は平成18年3月27日に大阪府と「地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定」、平成29年10月12日に大阪市と「災害時における廃棄物の処理等の協力に関する協定」、平成30年4月27日に堺市と「災害廃棄物の処理等に関する協定」、平成30年5月28日に泉佐野市と「災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結しており、会員の皆様は、本会交付の証明書により、この制度をご活用いただけます。証明書発行を希望される方は、本紙の次のページに掲載している「経審の防災協定に係る協会加入証明交付願」に必要事項をご記入のうえ、本会にFAXでお送りください。

講習会・研修会への無償又は割引参加

本会が実施する廃棄物管理士講習会に通常の半分の費用で受講できます。また、産廃塾、リスクアセスメント推進研修会、廃棄物収集作業向上研修会、施設見学会には無償で参加できます。

法令集・技術資料集・手引書等の無償又は割引入手

本会が発行する刊行物を無償で、又は割引して入手できます。また、個別の希望に応じ、適当な資料等の提供を受けることもできます。

意見交換、福利厚生

定例開催される、会員間の懇親・親睦を深めるための会に参加できます。

経審の防災協定に係る協会加入証明交付願

※必ず全てご記入ください

許可番号 (土木、建築に関する)	(例) 国土交通大臣許可(特-9)第22222号 大阪府知事許可(般-11)11111号
許可年月日	
会社名	
代表者氏名	
所在地	〒
TEL番号	
FAX番号	
本件担当者	
経審の審査基準日 (決算日)	年 月 日

申請年月日

年 月 日

公益社団法人大阪府産業資源循環協会

会長 片瀨昭人 殿

FAXでお申込み下さい (FAX番号 06-6942-5314)

Member

会員紹介

Information

会社名	株式会社 高 産		
住 所	大阪府八尾市太田新町7丁目184番地		
代表者名	高 田 昌佐己	代表者役職	代表取締役
従業員数	23名	会社設立日	平成14年4月1日

H I S T O R Y



株式会社 高産 専務取締役

高 田 実 佐 大

インタビュー

本 社 大阪府八尾市太田新町7丁目184番地
 八尾リサイクルセンター 大阪府八尾市太田新町7丁目184番地
 藤井寺リサイクルセンター 大阪府藤井寺市川北1丁目46番3号
 事業内容 産業廃棄物収集運搬業
 産業廃棄物処分業

U R L <http://takasan-sanpai.com>

Twitter



Facebook



Instagram

沿 革

平成14年4月1日 有限会社高産設立
 平成15年5月2日 産業廃棄物収集運搬業許可取得
 平成17年4月1日 株式会社高産に組織変更
 平成24年1月23日 産業廃棄物中間処理業（破砕）許可取得
 平成27年6月11日 EA21認証取得
 平成27年6月19日 公益社団法人大阪府産業資源循環協会優良事業所表彰
 （一般部門）受賞
 平成29年6月15日 公益社団法人全国産業資源循環連合会地方優良事業所
 表彰受賞
 平成30年5月31日 産業廃棄物収集運搬業（積替保管）許可取得

I N T E R V I E W

——御社の概要をお聞かせください。

高田：当社は、建設廃棄物をはじめ各種産廃の収集運搬・積替え保管・中間処理を行っています。品目としては建設廃棄物、特に混合廃棄物が中心で、がれき、建築廃材などの木くず、金属くず、廃プラスチック、ガラスくず、紙くずなどを破碎・選別し、再生可能なものはそれぞれの専門業者を引き渡し、それ以外は最終処分場へ運んでいます。サービスとしましては、建設現場や顧客企業にコンテナを設置し、定期的に入れ替えることで廃棄物を収集する形が多いですね。当社では各種コンテナ車やダンプ車を保有し、顧客の多様なニーズに応えられる態勢を整えています。

事業拠点は、八尾リサイクルセンターと藤井寺リサイクルセンターの2カ所。八尾は中間処理がメインで、藤井寺は積替え保管に対応しており、非飛散性アスベスト建材（石綿含有成形板など）も受け入れ可能です。また、ふたつの拠点は車で5分ほどと近く、受け入れ物の性状などに応じて柔軟な対応ができるようにしています。

——2002年の設立ですから、業界では比較的新しい企業です。参入のきっかけは？

高田：当社は私と社長（高田昌佐己氏）を含む3人兄弟で立ち上げたのですが、もともとは全員が父親の経営する建築資材販売の会社に勤めていたんです。しかしある時、父が「材料業界は先行きが厳しい。兄弟3人で起業して、新しいことをやってみろ」と言って、引退してしまいました（笑）。ではどうしようかと相談するなかで出てきたのが、産廃の収集運搬業でした。

父の会社では、建材の納品に行った帰り便を活用して産廃の収集運搬も行っていたので、トラックなどの機材もありましたし、私たち自身も馴染みがありました。それで、兄弟で資金を出し合い、有限会社高産として設立したのが始まりです。大阪府産業資源循環協会には父の会社のときから出入りしていたのですが、当社の立ち上げに合わせ、改めて入会しました。



八尾リサイクルセンター



藤井寺リサイクルセンター

INTERVIEW

——ドラマのような経緯ですね。

高田：当時、父親は50歳前、私たち兄弟も20歳そこそこですから、よくやったなと（笑）。ただ、父としては兄弟3人で支え合えば何とかなる、と信頼はしてくれていたようです。

その後、産廃の収集運搬業許可を取得し、設立5年で株式会社化。設立10年の節目に念願だった中間処理業許可を取得して、八尾リサイクルセンターを稼働しました。同センターの稼働までには、協会からの助言や、協会を通じた業界内のつながりに助けられましたね。藤井寺リサイクルセンターについても、コンテナの新たな置き場を探していたときに、同業者の方から空いている施設があるから借りてくれないか、と声を掛けていただきまして。実際にその施設を見てみると、すでに産廃業者向けの設えになっていましたので、じゃあ積替え保管もやってみようと、許可を取得した次第です。

人材育成プログラムで社内改革

——近年は、人材育成に注力されているそうですね。

高田：廃棄物業界に共通する課題だと思うのですが、以前は当社でも従業員の定着率が悪く、そのために業績もなかなか伸びきらず……という状況があったんです。そうしたなかで、一度ちゃんとコストを掛けて取り組んでみようと、3年ほど前から試行的にコンサルタント会社を入れて改善を図ることとしました。経営者向けの講座や社員向けの講座など、多様なプログラムで社員教育を進めて



I N T E R V I E W

いきましたが、特に変わったのは我々経営陣の考え方です。経営における理念や方針などを整理するとともに、業務に関わる部分は仕組み化を進め、人材をちゃんと育てなければならない、と。

これに並行して、マネジメントゲーム（MG）研修も2年ほど前から始めました。MGはソニーが開発したことで知られる経営者育成研修で、ボードゲーム上で楽しみながら企業経営の体験学習ができるものです。経営陣だけでなく社員も受講することで、経営感覚を養うとともに、業務上のさまざまな気づきや学びがあって、効果を実感しています。社員にも好評で、現在ではインストラクター資格を社内で2名が取得しており、毎月1回程度MG研修を続けていますよ。

そのほか、エマジェネティックス（人の行動と思考の特性を把握するプロファイリングツール）の受講やTOC研修（制約条件の理論に基づいた参加型研修）なども実施して、社員の資質向上に努めています。こうした研修を経て、現在は離職率も下がり、業績も上向いてきました。コロナ禍で扱量は減少気味ですが、利益率はむしろ改善しています。何よりも、社員が生き生きとして業務に取り組んでおり、数年前とは見違えるほど社内の雰囲気も良くなりました。

——御社のSNSでの発信を見ても、楽しく仕事をされている様子が伝わってきます。

高田：SNSの取り組みは、まさに社員が中心となって始まったものです。人材募集を中心とした活用を進めていますが、ただ募集するのではなく、同時にどんな会社なのかをあらかじめ知ってもらえれば入社後の齟齬は少なくなりますし、雰囲気に惹かれての応募もあるのではないかと発想ですね。

また、社内にも好影響が出ています。社員全員がFacebookにアカウントを作っており、週1回以上の投稿をしているのですが、相互に記事を見ることで会話のきっかけとなり、お互いを知る機会が増えましたし、会社全体の活気につながっていますね。それが社外にも伝わっているようで、会社のアカウントのフォロワーも短期間で1000人を超えるなど、企業PRとしての効果も出ています。

労働安全衛生についても力を入れていて、整理・整頓・清掃の環境整備を毎日の朝礼後に社員全員で20分を掛けて行っています。加えて、部署ごとの環境整備も月に3回実施するほか、安全委員会を月1回は開催して安全意識の共有を図っていますよ。



INTERVIEW

八尾を代表する混廃処理業者を目指して

——先ほど、コロナ禍で扱い量が減少傾向だと。

高田：当社の顧客は中小企業、特にリフォーム会社が多いのですが、緊急事態宣言の発出に大きく左右される状況が続いています。宣言が発出されれば人との接触を制限しなければならず、工事の中断や延期もありますし、現場への訪問を断られるケースも多いです。一方で、宣言が解除されると工事が進み始めたり、店舗の入れ替えなどで内装解体が増えたりしますから、徐々に戻っていくと。

全体で見ますとコロナ禍前後で受け入れ量は15~20%程度落ちています。自粛によって住環境への関心が高まり、リフォームが伸びているとも聞きますが、当社の関係先については減少のほうが大きいようです。ちなみに、処理物の傾向にはいまのところ大きな変化がないですね。若干増えているのは、石膏ボードと木くずでしょうか。このあたりは近隣の同業者との信頼関係もあって、特に出し先に困っているといったことはありません。

しかし、繰り返しになりますが、こうした状況下でも利益率が改善しているのは、社員教育に力を入れた結果だと考えています。「社員教育を続けて潰れた会社はない」という言葉をコンサルタントの方から聞きましたが、それを実感しますね。

——建設系混廃処理のニーズも高まっています。

高田：まずは混廃をターゲットとして、ニーズを確実に掴んでいくのが現在の課題です。地域や業種を絞ったダイレクトメールなどを活用し、多くの皆さんに当社のことを知っていただくべく広い営業を展開しています。具体的な計画があるわけではないですが、ゆくゆくは新しい工場を取得して設備も新しいものを導入し、混廃の選別もできたら……という考えもあります。そうして、“八尾で混廃といえば高産”と言われるくらいのシェアを獲得したいですね。

——今後の抱負を。

高田：ひとつは社内向けの取り組みとして、続けてきた社員教育にさらなる力を入れ、より楽しい職場づくりに取り組むこと。もうひとつは社外に向けて、顧客に選んでいただける企業になるべく変化を続けること。そのためにも、顧客へのヒアリングなどを通して、どう自分たちが進化していくべきかを見極めていきたいですね。

「私たちは進化し続ける組織です」というのが、当社の経営理念です。顧客が求めるものをいち早く見極め、スピード感を持って変化していくことで、顧客や社会に喜ばれる会社づくりをして参ります。

——本日はありがとうございました。

I N T E R V I E W

わが社のホープ！

(頑張っている従業員の紹介)

氏 名	箱 井 孝 彦
所 属・役 職	営 業 部
自 己 紹 介	<p>皆様、初めまして！ (株)高産の営業部に所属しています、箱井孝彦(ハコイタカヒコ)と申します。</p> <p>主な業務内容は既存や御新規のお客様に対し、産業廃棄物の処分に関する御見積や契約書の作成、各種提案を行っております。この仕事でやりがいを感じる事は、自分で計画を持って行動した事が後々、結果として結びついた時の達成感がとても嬉しい事。また、個人の裁量が大きい為、気づいた点や改善点を指摘すると、会社全体がその問題に対して取り組んでいってくれる仕組みがある為、色々な意見を出しやすい事です。</p> <p>今後の目標としましては、個人のみではなく営業部全体を広い視野で見ることで見えなかった部分の改善や最適化を出来るようになりたいと思います。最近ではMG研修への参加が楽しくて、日々の意思決定を早くする訓練に取り組んでいます。</p> <p>好きな事は、趣味という域には達していませんがゴルフを始めました。まずは100切り目指して頑張っています。</p> <p>こんな私ですが、宜しくお願い致します。</p>

会社から
の一言

箱井さんが入社して2年ほどですが成長スピードの速さに驚かされています。

研修等での効果はあると思いますが本人が進化しようとする素直さがある事が一番の要因だと思います。わからない事は直ぐに聞く！その後すぐやる！失敗しても同じ過ちを繰り返さない！この会社の考えを熟知して素直に行動しています。

そして定期的に社内研修や外部への研修への参加をしているのですが学ぶことの楽しさを社内へ浸透させてくれたのが箱井さんです。

今までは会社に言われたから研修に参加するという考えの人が多かったのが箱井さんは自分から研修に参加させて欲しいと直訴して来たり、休日に自腹で研修に参加したりして行動を起こして周りの人たちを巻き込んでいきました。本当に感謝です。業務以外でも社員同士のコミュニケーションの潤滑油の様な役割を担っていると思います。年齢的には中間層ですが上にも臆せず丁寧に、下の人にも気遣いがありみんなが楽しく過ごせる様に行動しているので社員同士の雰囲気は箱井さんのおかげですごく良くなっていると思います。

今後期待する事は営業マンとしての実力やお客様との信頼関係を今以上に育てて欲しいと思います。

そしてリーダーシップを発揮して営業部を引っ張って行って欲しいと思います。

Clean Life

クリーンライフ

HPでご覧頂けます

<http://www.o-sanpai.or.jp/>

BACK

バンクナバーの151案件内

NUMBER

●有害使用済機器の保管等に関するガイドライン
(第1版)平成30年3月環境省

第73号 (平成30年6月11日発行)

●平成29年改正廃棄物処理法Q&A集

第74号 (平成30年9月28日発行)

●これからのプラスチック・リサイクル

第75号 (平成30年12月21日発行)

①第3回さんばいフォーラム (KAWARU) 終了報告
②経営者セミナー(産廃処理業者が語るシリーズ) 終了報告

第76号 (平成31年3月26日発行)

●大阪府北部地震及び平成30年9月台風21号等に伴い発生した災害廃棄物の処理の協力について (実施結果報告)

第77号 (令和元年6月11日発行)

●動き出すプラスチック資源循環

第78号 (令和元年9月24日発行)

●食品ロスの削減に向けた新たな取組み

第79号 (令和元年12月20日発行)

●4月1日施行 改正フロン排出抑制法

第80号 (令和2年3月25日発行)

①さんばいフォーラム
ー私たちが残したものを、リターナー終了報告
②産業廃棄物処理委託契約書の電子化 サービスに関する意識調査 アンケート結果

第81号 (令和2年9月25日発行)

①パズル条約に基づくプラスチックの輸出規制について
②改正大気汚染防止法の一部施行 (令和3年4月1日)について

第82号 (令和3年3月25日発行)

①新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた産業廃棄物処理業者が活用できる支援策
②太陽電池モジュールの適正なリユース促進ガイドライン

第83号 (令和3年6月28日発行)

連絡先：公益社団法人 大阪府産業資源循環協会 TEL.06-6943-4016

公益社団法人
大阪府産業資源循環協会の

分かりやすくして
コンパクト
**必携の
一冊**

よくわかるシリーズ1

産業廃棄物の処理の委託をするときに不可欠なマニフェストのしくみを分かりやすく解説！本冊子ではマニフェストの書き方や各伝票の運用方法を記載例、フロー図などを駆使しながら分かりやすく説明しています。巻末にはマニフェストについてよく質問される事柄をQ & A方式で掲載！産業廃棄物の処理を委託する方、される方に必携の一冊です。



よくわかるシリーズ2

産業廃棄物を運搬するときに、守らなければならない処理基準を中心に解説！収集運搬車両の表示板、積替え保管する場合の基準、施設（車両）の使用権限から大阪府流入車規制など、収集運搬において必要となる事柄をコンパクトにまとめた一冊。巻末には収集運搬についてよく質問される事柄をQ & A方式で掲載！産業廃棄物の収集運搬をされている方には必携の一冊です。



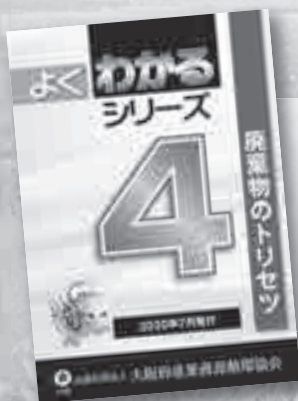
よくわかるシリーズ3

許可の有効期限の延長など、産廃処理業者にとって数々のメリットがある優良産廃処理業者認定制度を分かりやすく解説！優良認定を受けるための5つの基準を解説するだけでなく、過不足なく申請事務を行えるよう、チェックリストも収録。巻末には、優良産廃処理業者認定制度についてよく質問される事項をQ & A方式で掲載！優良産廃処理業者の認定を目指されている方には必携の一冊です。



よくわかるシリーズ4

これは産業廃棄物か一般廃棄物か？産業廃棄物の中のどの種類になるのか？など、廃棄物の適正処理の基本となる考え方や判断基準を中心に解説！廃棄物の取扱説明書として必携の一冊です。ふだんゴミ出しでお困りの一般の方々も、ぜひお読みください。



よくわかるシリーズ5

他業種にくらべ圧倒的に労働災害が多い廃棄物処理業では、廃棄物の適正な処理だけでなく、安全な処理も求められます。本書は産業廃棄物の処理における労働災害の未然防止徹底を目的に作成した一冊です。「労災ゼロ」を目指して、ぜひご活用ください。



廃棄物法制等普及促進シリーズ

連絡先：公益社団法人
大阪府産業資源循環協会
TEL.06-6943-4016

● 産業廃棄物処理業における
ヒヤリ・ハットの事例分析

廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.4



初 版 2011年12月1日発行
第2版 2014年12月1日発行

● 廃棄物収集作業マニュアル

廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.5



初 版 2012年 5 月1日発行
第2版 2016年 3 月1日発行
第3版 2019年 3 月1日発行

● 産業廃棄物処理業に関する
BCP策定ガイドライン

廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.10



初 版 2014年12月1日発行
第2版 2019年11月1日発行

● 廃棄物処理先進事例
調査報告書

廃棄物法制等普及促進シリーズVOL.12



2017年12月1日発行



編集後記

この度、組織広報委員長に就任いたしました、高好健二で御座います。

大阪府産業資源循環協会に入会させて頂き早20年が過ぎます。前会長の國中賢吉会長がよく演説で「悪貨が良貨を駆逐する」のキーワードは今でも思い出深い時代背景に思います。

私の協会青年部活動の参加は約15年前で当時の青年部会長は田中公治さんでした。協会に慣れない私の手を引っ張って幹事会、ブロック会議、総会、フォーラムのイベント集まりに参加し、田中会長が1人1人丁寧に名刺交換、ご挨拶にご紹介して頂いた事がつい最近の様で懐かしい限りです。

昨今、循環型社会・3Rを国が掲げ国内で集めた廃棄物を中国、アジア等に輸出する時代が終わった様に思います。今後、環境問題、脱炭素問題を世界レベルで一緒に地球温暖化対策を考えないと手遅れに成ります。

まずはコロナの終息が急がれる中、リサイクル事業の関わる仕事柄、大阪府産業資源循環協会の一員として、業界、協会を通じて社会に貢献出来る様に力を尽くします。

今後とも、ご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

組織広報委員長 高好 健二

Clean Life vol.84

編集 公益社団法人 大阪府産業資源循環協会
組織広報委員会

委員長	高好健二	委員	北本 かわり
副委員長	田中公治	委員	渋谷 和義
副委員長	片渕 則人	委員	高田 実佐大
委員	伊地知 宏徳	委員	平尾 道哉
委員	伊山 雄太	委員	福田 勝
委員	尾崎 正孝	事務局	福原 睦美

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

講習会試験日 近畿地区日程表

(午前) 9:50開始 (午後) 13:30開始

	新規				更新		特別管理産業廃棄物 管理責任者試験
	産業廃棄物 収集運搬試験	産業廃棄物 処分試験(※1)	特別管理産業廃棄物 収集運搬試験	特別管理産業廃棄物 処分試験(※2)	収集運搬試験	処分試験(※3)	
受講料	¥30,500	¥48,700	¥46,600	¥68,800	¥19,900	¥25,200	¥13,800
2021年 5月					兵庫県: 25日(午後)26日(午後)		兵庫県: 25日(午前)26日(午前)
6月	大阪会場: 2日(午前)3日(午前) 滋賀会場: 9日(午後)10日(午後) 奈良会場: 22日(午後)				大阪会場: 2日(午後)3日(午後) 奈良会場: 22日(午前) 京都会場: 23日(午後)24日(午後) 大阪会場: 23日(午後)24日(午後) 奈良会場: 23日(午後)	京都会場: 23日(午前) 24日(午前)	大阪会場: 23日(午前)24日(午前) 奈良会場: 23日(午前)
7月	大阪会場: 27日(午前)28日(午前)				兵庫県: 6日(午後)7日(午後) 滋賀会場: 29日(午後)30日(午前)		兵庫県: 6日(午前)7日(午前) 大阪会場: 27日(午後)28日(午後) 滋賀会場: 29日(午前)
8月	和歌山会場: 3日(午前) 兵庫県: 24日(午前)26日(午後)	兵庫県: 25日(午後) 26日(午前)	兵庫県: 24日(午後) 25日(午前)		和歌山会場: 3日(午後)4日(午前)		和歌山会場: 4日(午後)
9月	京都会場: 8日(午後)9日(午前) 兵庫県: 29日(午後)30日(午前)				京都会場: 8日(午前)10日(午後) 大阪会場: 8日(午後)9日(午後) 兵庫県: 28日(午前)30日(午後)	兵庫県: 28日(午後) 29日(午前)	大阪会場: 8日(午前)9日(午前) 京都会場: 9日(午後)10日(午前)
10月	大阪会場: 13日(午後)14日(午前) 京都会場: 26日(午前)	京都会場: 27日(午前)		大阪会場: 12日(午後)	大阪会場: 13日(午前) 奈良会場: 22日(午前)(午後) 京都会場: 27日(午後)	京都会場: 26日(午後)	大阪会場: 12日(午前)14日(午後)
11月			大阪会場: 11日(午前)		大阪会場: 10日(午後) 京都会場: 26日(午前)(午後)		大阪会場: 10日(午前)11日(午後)
12月	大阪会場: 15日(午後)16日(午前)				兵庫県: 14日(午後)15日(午後)	大阪会場: 15日(午前)	兵庫県: 14日(午前)15日(午前) 大阪会場: 16日(午後)
2022年 1月	兵庫県: 19日(午前)20日(午前)				大阪会場: 13日(午後)14日(午後) 兵庫県: 19日(午後)		大阪会場: 13日(午前)14日(午前) 兵庫県: 20日(午後)
2月	大阪会場: 2日(午後)3日(午後)		大阪会場: 3日(午前)	大阪会場: 2日(午前)	和歌山会場: 9日(午前)(午後) 京都会場: 17日(午後)18日(午後) 兵庫県: 18日(午後)		京都会場: 17日(午前)18日(午前) 兵庫県: 18日(午前)
3月	京都会場: 1日(午後)2日(午後)	京都会場: 1日(午前) 2日(午前)			大阪会場: 9日(午後)10日(午後) 滋賀会場: 10日(午後)11日(午後)	大阪会場: 10日(午前)	大阪会場: 9日(午前) 滋賀会場: 10日(午前)11日(午前)

(※1) 新規産業廃棄物処分試験に追加して新規収集運搬試験を受験することができます。

(※2) 新規特別管理産業廃棄物処分試験に追加して新規特別管理産業廃棄物収集運搬試験を受験することができます。

(※3) 更新処分試験に追加して更新収集運搬試験を受験することができます。

(※4) 試験日が追加されました。7月20日から受付が始まります。

すでにお申込み済みの方の会場変更は、7月20日以降にJWセンターにお電話でご連絡ください(03-5275-7115)。

講習会:「講義」は事前に各自会社や自宅等でオンラインで受講し、「修了試験」は上記日程表に記載した試験会場に会場して受験する2段階形式の講習会となります。

講習会の申込はインターネット申込みのみです。

詳細は講習会主催者のJWセンターのサイト <https://www.jwnet.or.jp> をご覧ください。

Clean Life vol.84

クリーンライフ

第84号

令和3年9月27日発行

発行責任者 公益社団法人
大阪府産業資源循環協会

会長 片 渕 昭 人
組織広報委員長 高 好 健 二



産業廃棄物の適正処理に関するご質問・ご相談は

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

〒540-0011 大阪市中央区農人橋1丁目1番22号 TEL:06-6943-4016 FAX:06-6942-5314
<http://www.o-sanpai.or.jp/>